

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程

第 1 章 総則

第 2 章 給料等

第 3 章 手当

第 1 節 扶養手当

第 2 節 住居手当

第 3 節 通勤手当

第 4 節 単身赴任手当

第 5 節 地域手当

第 6 節 役職手当

第 7 節 特殊勤務手当

第 8 節 分娩手当

第 9 節 附加職務手当

第 10 節 時間外勤務手当等

第 11 節 宿日直手当等

第 12 節 役職職員特別勤務手当

第 13 節 期末手当、勤勉手当、医師業績手当

第 14 節 初任給調整手当

第 15 節 資格手当

第 16 節 教育手当

第 17 節 年度末手当

第 4 章 給与の特例等

第 5 章 報奨金

第 6 章 補則

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館就業規則（平成 22 年規程第 4 号。以下「就業規則」という。）第 28 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）の常勤職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし、再雇用職員、期限付職員、契約職員、臨時職員及び専任職員の給与に関する事項については、別に定める。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 22 年規程第 8 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 2 条、第 3 条、第 16 条及び 17 条に規定する所定労働時間（以下「所定労働時間」という。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。
- 3 手当は、この規程に定める扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、役職手当、特殊勤務手当、分娩手当、附加職務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、オンコール手当、役職職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、医師業績手当、初任給調整手当、資格手当、教育手当及び年度末手当とする。
- 4 労働条件又は職務の特殊性により、宿舍、食事、被服等が給与の一部として職員に支給される場合においては、理事長が別に定めるところにより、その職員の給料額を調整することができる。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、第 8 条第 1 項に規定する特定職給料表の適用を受ける職員に支給する手当は、通勤手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、年度末手当及び医師業績手当とする。この場合において、他の職に併せて任命されたときも同様とする。

（重複給与の禁止）

第 3 条 職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（給与期間）

第 4 条 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の 1 日からその月の末日までとする。

（給料の支給）

第 5 条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間等規程第 7 条第 1 項第 1 号に規定する週休日（ただし、当該週休日について勤務時間等規程第 8 条の規定により勤務日を週休日に変更された場合及び同規程第 9 条の規定により代休日を指定された場合は、当該週休日に代わる日）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算（以下「日割計算」という。）する。
- 5 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算によって次条第 1 項に定める支給日に支給する。
  - 一 休職（職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 21 条第 1 項 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたことにより、給料の全額を支給される場合を除く。）にされ、又は休職の終了により復職した場合
  - 二 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員休職規則（平成 22 年規則第 9 号。以下「休職規則」という。）第 4 条第 2 号に係る許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

- 三 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の職員の育児休業・介護休業等に関する規則（平成 22 年規則第 12 号。以下「育児休業等規則」という。）の規定に基づく育児休業若しくは出生時育児休業を始め、又は育児休業若しくは出生時育児休業の終了により職務に復帰した場合
- 四 自己啓発等休業（勤務時間等規程第 46 条に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
- 五 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- 6 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、出生時育児休業をし、自己啓発等休業をし又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合は、その給与期間中の給料は、日割計算によりその際支給する。

（給与の支給）

- 第 6 条 給料の支給日は、毎月 21 日とし、給与期間の月額を全額を支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。
- 2 期末手当及び勤勉手当は 6 月 30 日及び 12 月 10 日に、医師業績手当は翌年度の 6 月 30 日に支給する。ただし、支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。
  - 3 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
  - 4 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。
  - 5 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（非常時払）

- 第 7 条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるため給料を請求した場合には、その月の給料の支給日前であっても請求の日までの給料を、日割計算によりその際支給する。

## 第 2 章 給料等

（給料表）

- 第 8 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療職給料表（別表第 1）
  - イ 医療職給料表（一）
  - ロ 医療職給料表（二）
  - ハ 医療職給料表（三）
- 二 研究職給料表（別表第 1 の 1）
- 三 事務職給料表（別表第 2）
- 四 技能労務職給料表（別表第 2 の 1）

五 特定職給料表（別表第2の2）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）の適用範囲は、次表に定めるとおりとする。

給料表		適用範囲
医療職給料表	医療職給料表（一）	医師その他理事長が別に認めるもの
	医療職給料表（二）	薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床心理士、歯科衛生士その他理事長が別に認めるもの
	医療職給料表（三）	助産師、看護師、准看護師及び教員その他理事長が別に認めるもの
研究職給料表		研究員その他理事長が別に定めるもの
事務職給料表		他の給料表の適用を受けないすべての職員
技能労務職給料表		調理師、栄養士、ナースエイドその他理事長が別に定めるもの
特定職給料表		館長及び医師である副館長

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。

4 職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第4に定める初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に次条又は第11条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第5に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

3 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

5 その他新たに給料表の適用を受ける職員となった者の給料月額、理事長の定める基準に従い決定する。

(昇格)

第 10 条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 6 に定める昇格時号給対応表（以下「対応号給表」という。）に定める昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が 2 級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第 11 条 職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給
- 二 降格した日の前日に受けていた号給が降格した級の最高の号給に達せず、かつ、当該給料月額と同じ額の号給が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた給料月額の直近下位の額の号給
- 三 降格した日の前日に受けていた給料月額が降格した級の最高の号給を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号給

2 職員を降格させた場合で当該降格が 2 級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前 2 項の規定による職員の給料月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

第 12 条 給料表適用職員（特定職給料表適用職員を除く。）が現に受けている号給（第 10 条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた号給）を受けるに至ったときから、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号給上位の号給に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号給
勤務成績が特に良好	A	5 号給以上
勤務成績が良好	B	4 号給
勤務成績がやや良好でない	C	2 号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

二 55 歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては、57 歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号給
勤務成績が特に良好	A	1号給以上
勤務成績が良好	B	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	C	昇給しない
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項第2号を適用するのは、当該年齢に達した日後の最初の4月1日以降に昇給させる場合に限る。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 前項までに規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。
- 8 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特別の場合の昇給）

第13条 勤務成績が特に良好な職員（特定職給料表適用職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長が定めるところにより、当該各号に定める日に昇給させることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 三 職務上の災害により死亡した場合 死亡の日
- 四 職務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合 退職の日
- 五 その他理事長が認める場合 理事長が定めた日

（給料の調整額）

第14条 給料の調整額は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、別表第7に定める給料の調整額適用区分表の職員欄に掲げる職員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。））、公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条に基づき佐賀県から法人に派遣されたもの（以下「県在職派遣職員」という。）及びその他理事長が特に認めたものに限る。）に対して支給する。

- 2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて、別表第7に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相

当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第7に定める給料の調整額適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額とする。

### 第3章 手当

#### 第1節 扶養手当

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 四 満60歳以上の父母及び祖父母
- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 六 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- 二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

第16条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務部長及び看護部長にあつては、3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

第17条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、特定職給料表の適用職員からその他の給料表の適用職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第15条第2項第3号

若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

（扶養手当の支給方法等）

第18条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、特定職給料表適用職員からその他の給料表適用職員となった職員に扶養親族がある場合においてはその職員が特定職給料表以外の給料表適用職員となった日、職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前条第1項に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条第1項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 削除

四 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある事務部長及び看護部長が館長、副館長、事務部長及び看護部長以外の職員となった場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で特定職給料表以外の給料表適用職員が特定職給料表適用職員となった場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で館長、副館長、事務部長及び看護部長以外のものが事務部長及び看護部長となった場合

七 職員の扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

3 扶養手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

## 第2節 住居手当

（住居手当）

第19条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を

超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する宿舍を貸与され使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）

- 二 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が設置する宿舍その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が認めるもの

（支給額）

第20条 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

第21条 新たに第19条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（家賃の算定の基準）

第22条 前条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

（住居手当の支給方法等）

第23条 住居手当の支給は、職員が新たに第19条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第21条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

る。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、住居手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

### 第3節 通勤手当

（通勤手当）

第24条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関（鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいう。）又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自転車その他の交通の用具で次に掲げるもの（法人、地方公共団体又は国の所有に属するものを除く。以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - イ 自動車その他の原動機付の交通用具
  - ロ 自転車
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。
  - イ 住居が離島等にある職員
  - ロ 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。）別表第2に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第25条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の

月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ定める額

イ 自転車等のうち原動機付交通用具を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）

次表の自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、通勤手当の額の欄に定める額

自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額
4キロメートル未満	2,300円
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,800円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,000円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,100円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,300円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,500円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,700円
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,900円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,100円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,300円
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,500円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,700円
26キロメートル以上28キロメートル未満	17,000円
28キロメートル以上30キロメートル未満	18,200円
30キロメートル以上32キロメートル未満	19,400円
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,600円
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,800円
36キロメートル以上38キロメートル未満	23,000円
38キロメートル以上40キロメートル未満	24,200円
40キロメートル以上42キロメートル未満	25,400円
42キロメートル以上44キロメートル未満	26,600円
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,800円
46キロメートル以上48キロメートル未満	29,000円
48キロメートル以上50キロメートル未満	30,200円

50キロメートル以上52キロメートル未満	31,400円
52キロメートル以上54キロメートル未満	32,600円
54キロメートル以上56キロメートル未満	33,800円
56キロメートル以上58キロメートル未満	35,100円
58キロメートル以上60キロメートル未満	36,300円
60キロメートル以上	38,400円

ロ 自転車等のうち原動機付以外の交通用具を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）

次表の自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、通勤手当の額の欄に定める額

自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	8,900円
20キロメートル以上25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上30キロメートル未満	13,700円
30キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	18,500円
40キロメートル以上	20,900円

ハ 自転車等のうち原動機付交通用具及び原動機付以外の交通用具を使用する職員

それぞれの交通用具の種類及び片道の使用距離に応じ、ロの規定を適用して得られる額の合計額から2,000円を控除した額（その額が原動機付交通用具の片道の使用距離を原動機付以外の交通用具の片道の使用距離とみなしてロの規定を適用した場合に得られる額（以下この号において「原動機付以外の交通用具とみなした場合の額」という。）に満たないときは、原動機付以外の交通用具とみなした場合の額）

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）に300円を加算した額、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程

度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 3 前項の規定は、人事交流等により引き続き法人の職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があるとして理事長が認める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

（届出）

第26条 新たに第24条の職員（以下「通勤職員」という。）たる要件を具備するに至った職員は、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合も、前項と同様とする。

（通勤手当の支給方法等）

- 第27条 通勤手当の支給は、職員に新たに通勤職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が通勤職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、これらの日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
  - 3 通勤手当は、支給単位期間（次の各号に掲げる通勤手当については、当該通勤の区分に応じ、

当該各号に定める期間。以下「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給料の支給日(以下この項及び次項において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに前条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 一 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして第25条第1項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
  - 二 職員が第25条第1項第1号及び2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び第27条第1項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
  - 三 職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、第25条第2項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- 4 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

(返納)

第28条 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

(支給単位期間)

第29条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間(自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

#### 第4節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第30条 人事交流等により引き続き法人の職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該直前の住居から勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難(以下「通勤困難」という。)であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(採用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。)その他やむをえない事情があるものとして理事長が認める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の

親族を介護すること。

二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

三 配偶者が引き続き就業すること。

四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。

二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（支給額）

第31条 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 100キロメートル以上 300キロメートル未満 8,000円
- 二 300キロメートル以上 500キロメートル未満 16,000円
- 三 500キロメートル以上 700キロメートル未満 24,000円
- 四 700キロメートル以上 900キロメートル未満 32,000円
- 五 900キロメートル以上 1,100キロメートル未満 40,000円
- 六 1,100キロメートル以上 1,300キロメートル未満 46,000円
- 七 1,300キロメートル以上 1,500キロメートル未満 52,000円
- 八 1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満 58,000円
- 九 2,000キロメートル以上 2,500キロメートル未満 64,000円
- 十 2,500キロメートル以上 70,000円

（支給の調整）

第32条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体等のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第33条 新たに第30条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。）を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に

届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(単身赴任手当の支給方法等)

第34条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第30条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、第30条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

#### 第5節 地域手当

#### 第35条 削除

#### 第6節 役職手当

(役職手当)

第36条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員その他一定の職にある職員に対して支給する。

- 2 前項の職員は、別表第9の職名欄に掲げる職名を占める職員とする。
- 3 役職手当の額は、別表第9の区分に応じ同表に定める額とする。
- 4 役職手当を受ける職員が給与期間の、全日数にわたり勤務しなかった場合（理事長が認める場合を除く。）には役職手当は支給しない。
- 5 役職手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。
- 6 管理又は監督の地位にある職員に対する役職手当の額には、労基法第37条第3項に規定する深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 7 役職手当の支給を受ける職員のうち監督者は、当該支給対象月における13時間以下の時間外勤務については、第47条及び第48条に規定する手当は支給しない。この場合において、宿日直勤務中及び深夜における勤務は除くものとする。
- 8 前項の除算については、第47条に規定する手当を先に除算するものとする。
- 9 法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第 36 条の 2 理事長の職を補佐するものについては、理事長特別補佐として理事長が任命し、役職手当を支給するものとする。

2 前項の役職手当額は、月額 30,000 円とする。

第 7 節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第 37 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 夜間看護等手当
- 二 緊急呼出手当
- 三 放射線取扱手当
- 四 死体解剖作業手当
- 五 特殊業務手当
- 六 高所作業手当
- 七 災害応急作業等手当
- 八 ドクターカー等搭乗救急医療手当
- 九 トリアージ手当
- 十 産業医手当
- 十一 夜勤専従手当
- 十二 特別感染業務手当
- 十三 看護学院講義手当
- 十四 教務手当
- 十五 実習手当
- 十六 特定行為指導手当
- 十七 特別処遇改善手当

(夜間看護等手当)

第 38 条 夜間看護等手当は、職員が、所定労働時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の表に掲げる勤務時間の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

勤務時間の区分	職種の区分		
	医師	助産師・看護師 師・准看護師	薬剤師・診療放射線 技師・臨床検査技 師・臨床工学技士・ 救急救命士

その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合		9,900	7,300	6,000
その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	4,800	3,550	2,900
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	4,300	3,100	2,600
	深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2,900	2,150	1,800

3 勤務時間が深夜の全部を含む勤務の回数が1月に4回を超えた場合、その4回を超えた勤務1回につき2,000円を夜間看護等手当に加算して支給（助産師、看護師及び准看護師に限る。）する。ただし、第42条の7に規定する夜勤専従手当の支給対象となる職員においては、その夜勤専従手当の支給対象の期間の終わる日を含む月の夜勤回数が4回を超えても加算しない。

（緊急呼出手当）

第39条 緊急呼出手当は、医療職給料表の適用を受ける職員（理事長が定める職にある者を除く。）が、所定労働時間以外の時間において、救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため救命救急センター等に入院している患者をいう。以下同じ。）又はその他患者の症状急変等に対処するために呼出しを受け、所定労働時間以外の時間において一時間以上手術等の業務に従事したとき、勤務した日1日につき1,240円支給する。ただし、第51条の2に規定するオンコール手当が支給されることとなる場合は、支給しない。

（放射線取扱手当）

第40条 放射線取扱手当は、診療放射線技師及び診療エックス線技師並びに常時それらの補助に従事する職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合に、作業に従事した日1日につき230円支給する。

（死体解剖作業手当）

第41条 死体解剖作業手当は、臨床検査技師が死体解剖作業に従事した場合に、解剖した死体一体につき2,500円支給する。

（特殊業務手当）

第42条 特殊業務手当は、別表第10に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員（第14条に規定する給料の調整額が支給される職員を除く。）に対して支給する。

2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。

3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。

（高所作業手当）

第42条の2 高所作業手当は、職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所、高層建築物等の建設若しくは改修工事の作業又は監督に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、職員が作業又は監督に従事した日1日につき220円（当該作業又は監督が20メートル以上の箇所で行われたときは320円）とする。
- 3 この手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（災害応急作業等手当）

第42条の3 災害応急作業等手当は、大規模な災害に対処するために、別表12に掲げる作業区域において業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、別表12に掲げる作業区分に応じ、当該各欄に定める額とする。
- 3 同一の日において、別表12に掲げる作業区分のうち二以上の作業区分に従事した場合においては、当該二以上の作業区分に係る手当の額が異なる時にあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。
- 4 別表12に掲げる作業区分のうち屋外の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前二項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

（ドクターカー等搭乗救急医療手当）

第42条の4 ドクター等搭乗救急手当は、職員がドクターカー及びドクターヘリに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ドクターヘリ及びドクターカーを用いた救急医療において、機内及び車両内で行う診療等の業務
- 二 ドクターヘリ及びドクターカーを用いた患者搬送において、機内及び車両内で行う診療等の業務
- 三 前二号の業務にかかる訓練

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

区 分	支 給 額	
	ドクターカー	ドクターヘリ
医師	3,000円	5,000円
その他医療従事者	2,000円	3,000円
救急救命士	1,000円	2,000円

（トリアージ手当）

第42条の5 トリアージ手当は、救急外来においてトリアージ業務に従事した看護師に対して、その割り振られた勤務1回につき2,000円を支給する。

（産業医手当）

第42条の6 産業医手当は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条の規定により、職員の健康管理業務に従事した産業医たる職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、月1月につき20,000円とする。

(夜勤専従手当)

第 42 条の 7 夜勤専従手当は、看護師及び准看護師が勤務時間等規程別表第 1 に規定する夜勤（労働時間が 15 時間 30 分のものに限る。）において行われる業務に引き続く 4 週の期間（この条において 1 期間という。）専ら従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1 期間につき 20,000 円とする。

(特別感染業務手当)

第 42 条の 8 特別感染業務手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対応する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める一類感染症及び二類感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の患者の診療等の業務に従事した職員に対し、1 勤務につき次の各号に掲げる感染症の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。この場合において一類感染症患者及び二類感染症患者について、同勤務に診療等の業務に従事した場合は、一類感染症患者に係る金額を支給する。

- 一 一類感染症 4,600 円
- 二 二類感染症 2,300 円

2 削除

(看護学院講義手当)

第 42 条の 9 看護学院講義手当は、佐賀県医療センター好生館に勤務する職員が佐賀県医療センター好生館看護学院（以下「看護学院」という。）において講義を行った場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1 講義（90 分）につき次の表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	1 講義の支給額
医師	5,500 円
その他	3,000 円

(教務手当)

第 42 条の 10 教務手当は、看護学院に勤務し、看護又は助産に関する科目の講義又は実習指導に従事した職員に 1 月につき 24,000 円を支給する。

2 教務手当を受ける職員が給与期間の全勤務日にわたり勤務しなかった場合には教務手当は支給しない。

(実習手当)

第 42 条の 11 実習手当は、看護学院に所属する教員が佐賀市内の看護学院外施設における臨地実習に看護学生を引率するために行きした場合、同行 1 日につき 550 円を支給する。

(特定行為指導手当)

第 42 条の 12 特定行為指導手当は、佐賀県医療センター好生館で実施される保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の 2 に定められた特定行為研修において職員が集合研修又は実習の指導を行った場合に支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	集合研修指導 1時間あたり	実習指導 1症例あたり
医師	2,000円	2,000円
その他	1,500円	

(特別処遇改善手当)

第42条の13 特別処遇改善手当は、病院に勤務する助産師、看護師、准看護師及びナースエイドに対して支給する。

2 前項の手当の額は、1月当たり次の表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	支給額
助産師、看護師、准看護師	10,800円
ナースエイド	6,000円

3 特別処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特別処遇改善手当は支給しない。

(特殊勤務手当の作業日数の計算方法)

第43条 日により支給する特殊勤務手当の作業日数は、暦日によって計算する。

(特殊勤務手当の支給方法)

第44条 特殊勤務手当(特殊業務手当を除く。)は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、当該月分を翌月の給料の支給日に支給する。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、職員が離職し、又は死亡した場合には、離職し又は死亡した日までの分をその際支給する。

3 特殊勤務手当(特殊業務手当に限る。)は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

## 第8節

(分娩手当)

第45条 分娩手当は、医師が所定労働時間以外の時間又は休日(勤務時間等規程第7条第1項各号に規定する休日をいう。)として規定されている日において、2時間以上の分娩の処置の業務に従事した場合、その勤務1回につき20,000円を支給する。

## 第9節

(附加職務手当)

第46条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務(「本務」という。)以外で佐賀県医療センター好生館長の命令により特に附加された職務(「附加職務」という。)のうち、理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

2 附加職務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

#### 第10節 時間外勤務手当等

(時間外勤務手当)

第47条 所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第50条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定労働時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一 所定労働時間が割り振られた日(次条の規定により所定労働時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項に定めるもののほか、勤務時間等規程第10条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条又は第16条第1項の規定により割り振られた1週間の所定労働時間(以下この条において「割振り変更前の所定労働時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の所定労働時間を超えて勤務した全時間(理事長が定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第50条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられ所定労働時間を超えてした勤務(週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。)の時間と勤務時間等規程第8条の規定により割振り変更前の所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の所定労働時間を超えてした勤務の時間(理事長が別に定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第50条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、所定労働時間を超えてした勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、割振り変更前の所定労働時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間等規程第10条に規定する代替休暇を希望し、当該代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第50条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、前項の所定労働時間を超えてした勤務に対する時間外勤務手当の支給に代えて代替休暇を取得した場合にあつては、100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額、割振り変更前の所定労働時間を超えてした勤務に対する時間外勤務手当の支給に代えて代替休暇を取得した場合にあつては、100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 時間外勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

6 第1項の規定にかかわらず、職務手当の支給を受ける職員(管理又は監督の地位にある職員に

限る。)には、時間外勤務手当を支給しない。

(休日勤務手当)

第 48 条 勤務時間等規程第 7 条第 1 項第 2 号に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）、祝日法による休日について同規程第 8 条の規定により勤務日を休日に変更された職員にあっては当該休日に代わる日及び祝日法による休日について同規程第 9 条の規定により代休日を指定された場合の当該代休日において当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては当該代休日（以下「祝日法による休日等」という。）（同規程の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が同規程第 8 条又は第 16 条第 2 項の規定に基づく週休日にあたる時は、理事長が定める日）並びに同規程第 7 条第 1 項第 3 号に規定する年末年始の休日（以下、「年末年始の休日」という。）、年末年始の休日について同規程第 8 条の規定により勤務日を休日に変更された職員にあっては当該年末年始の休日に代わる日及び年末年始の休日について同規程第 9 条の規定により代休日を指定された場合の当該代休日において当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては当該代休日（以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、所定労働時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定労働時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 50 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 休日勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、職務手当の支給を受ける職員（管理又は監督の地位にある職員に限る。）には、休日勤務手当を支給しない。

(夜間勤務手当)

第 49 条 所定労働時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 50 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、役職手当の支給を受ける職員（管理又は監督の地位にある職員に限る。）には、夜間勤務手当を支給しない。

(勤務 1 時間当たりの給与額)

第 50 条 前 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの労働時間に 52 を乗じたものから毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に 7 時間 45 分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

一 削除

二 削除

三 特殊勤務手当（特殊業務手当、産業医手当及び教務手当に限る。）当該手当の月額

四 初任給調整手当 当該手当の月額

五 資格手当 当該手当の月額

六 教育手当 当該手当の月額

2 前項の規定にかかわらず、前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が特殊勤務手当（夜間看護等手当、緊急呼出手当、特殊業務手当、産業医手当及び教務手当を除く。）が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該作業又は業務に係る勤務1時間当たりの手当の額（処理件数に応じて支給される手当にあつては1件当たりの処理単価を1件当たりの平均作業時間として理事長が定める時間で除して得た額、1日単位で支給される手当にあつてはその日額を7.75で除して得た額）を前項に定める額に加算した額とする。

第11節 宿日直手当等

（宿日直手当）

第51条 労働基準監督署長からの宿日直許可のある次の各号に掲げる宿日直勤務を命ぜられた医師には、その勤務1回につき、30,000円を宿日直手当として支給する。

- (1) 病院内の規律保持及び事故防止等のための管理業務のための宿日直勤務
- (2) 入院患者等のうち要注意患者の状態の変動等に対応するための宿日直勤務

2 前項各号に掲げる宿日直勤務中に通常の勤務時間と同態様の業務に従事した場合は、その従事した時間について前項に定める手当とは別に第47条に定める時間外勤務手当又は第48条に定める休日勤務手当を支給する。

3 宿日直手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

（オンコール手当）

第51条の2 オンコール手当は、職員が、緊急の業務に対応するため、自宅等に待機を命じられた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その待機1回につき次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とし、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

- 一 医師 2,000円
- 二 医師以外の職員 1,240円

第12節 役職職員特別勤務手当

（役職職員特別勤務手当）

第52条 役職職員特別勤務手当は、役職手当の支給を受ける職員（管理又は監督の地位にある職員に限る。）が所定労働時間以外の時間において、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため救命救急センター等に入院している患者をいう。以下同じ。）又はその他患者の症状急変等に対処するために呼出しを受けた場合及び当番の診療業務に従事した場合
- 二 呼出しを受け、前号に掲げる業務以外の業務に従事した場合
- 三 削除

2 前項第1号に掲げる業務に従事した場合の役職職員特別勤務手当の額は、次の表に掲げる額とする。

役職区分	6時間以下	6時間超
------	-------	------

薬剤部長	10,000 円	15,000 円
看護部長	10,000 円	15,000 円

- 3 第1項第2号に掲げる業務に従事した場合の役職職員特別勤務手当の額は、次の表に掲げる額とする。

役職区分	6時間以下	6時間超
薬剤部長	8,000 円	12,000 円
看護部長	8,000 円	12,000 円
事務部長	10,000 円	15,000 円
副事務部長	8,000 円	12,000 円

- 4 役職職員特別勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

### 第13節 期末手当、勤勉手当、医師業績手当

#### (期末手当)

第53条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第55条まで及び附則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、育児休業職員、出生時育児休業職員のうち第63条第2項1号に規定する職員以外の職員、無給出向職員、自己啓発等休業職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第2項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇され（理事長が別に定める事由により解雇された場合に限る。以下、本条及び第56条において同じ。）若しくは死亡した職員（第62条第6項の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

- 一 その退職し、又は解雇され若しくは死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、育児休業職員、出生時育児休業職員のうち第63条第2項1号に規定する職員以外の職員、無給出向職員、自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者
- 二 その退職し、又は解雇された後基準日までの間において、職員又は法人の役員となったもの
- 三 その退職に引き続き次に掲げる者となったもの及びこれらに準ずる者として理事長が認めるもの
  - イ 職員以外の地方独立行政法人の職員のうち期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、職員が引き続き当該地方独立行政法人の職員となった場合に職員としての在職期間を当該地方独立行政法人の職員としての在職期間に通算することとしている地方独立行政法人の職員
  - ロ 国立大学法人の職員のうち期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、職員が引き続き当該国立大学法人の職員となった場合に職員としての在職期間を当該国立大学法人の職員としての在職期間に通算することとしている国立大学法人の職員
  - ハ 地方公務員（期末手当及び勤勉手当の支給について、職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の公務員）
  - ニ 国家公務員（期末手当及び勤勉手当の支給について、職員としての在職期間を国家公務員としての在職期間に通算することを認めている機関の国家公務員）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、看護部長及び事務部長にあつては100分の102.5を乗じて得た額、医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては100分の72.5を乗じて得た額、その他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあつては100分の122.5を乗じて得た額、特定職給料表の適用を受ける職員にあつては次の表に掲げる職務の級の区分及び支給月の区分に応じ同表に掲げる額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6月	12月
1級	484,500円	484,500円
2級	510,000円	510,000円

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇され若しくは死亡した職員にあつては、退職し、又は解雇され若しくは死亡した日現在。附則第13項第3号にて同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

4 各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当の不支給）

第54条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒解雇された職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に解雇された職員（理事長が別に定める職員を除く。）
- 三 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処

せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第 55 条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 4 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。
- 3 前項の規定により文書を交付をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による文書を、当該職員の最新の通勤届の住所に書面を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して 2 日を経過したときに到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(勤勉手当)

第 56 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条及び附則第 13 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従

休職者、無給出向職員、育児休業職員、出生時育児休業職員のうち第 63 条第 2 項 2 号に規定する職員以外の職員を除く。) に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第 6 条第 2 項に定める支給日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は解雇され若しくは死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

- 一 その退職し、又は解雇され若しくは死亡した日において休職中であった者（業務傷病等による休職者（第 65 条第 1 項の規定の適用を受けて休職中であった職員をいう。）を除く。）
- 二 その退職し、又は解雇され若しくは死亡した日において停職者、専従休職者、無給出向職員、育児休業職員、出生時育児休業職員のうち第 63 条第 2 項第 2 号に規定する職員以外の職員のいずれかに該当する職員であった者
- 三 第 53 条第 1 項第 2 号及び 3 号に掲げる者

2 勤勉手当の額は、特定職給料表の適用を受ける職員にあっては次の表に掲げる職務の級の区分及び支給月の区分に応じ同表に掲げる額、その他の給料表の適用を受ける職員にあっては勤勉手当基礎額に 100 分の 102.5（看護部長及び事務部長にあっては、100 分の 122.5）を乗じて得た額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。ただし、医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、理事長が必要と認めたものについては、この限りではない。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6 月	12 月
1 級	1, 225, 500 円	1, 225, 500 円
2 級	1, 290, 000 円	1, 290, 000 円

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第 53 条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは「第 56 条第 3 項」と、「第 2 項の期末手当基礎額」とあるのは「第 56 条第 2 項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 54 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 56 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 56 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

（医師業績手当）

第 57 条 医師業績手当は、医療職給料表（一）及び特定職給料表の適用を受ける職員に対し、当該年度の法人の業績に応じて支給するものとする。

- 2 医師業績手当の支給基準、支給額その他支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

#### 第 14 節 初任給調整手当

（初任給調整手当）

第 58 条 初任給調整手当は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員であって、その採用が、学校教育法に規定する大学（以下この条において「大学」という。）卒業の日から 40 年（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する臨床研修（第 3 項において「臨床研修」という。）を経た者

- にあつては42年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第3項において「実地修練」という。）を経た者にあつては41年）を経過するまでの期間内に行われたものに対して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して38年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
  - 3 初任給調整手当の支給期間は38年とし、その月額は、採用の日以後の期間の区分に応じた別表第11に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間は、初任給調整手当が支給されていたものとする。
  - 4 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合における当該職員に対する別表第11の適用については、当該休職の期間（第62条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
  - 5 第1項に規定する職員となった者（第2項に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が38年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、第3項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。
  - 6 初任給調整手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

### 第15節 資格手当

（資格手当）

第59条 資格手当は、職員が次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 理事長が指定する資格を保有し又は理事長が指定する関係団体の認定等を受けている者
  - 二 保有する資格又は認定等を受けている分野の業務を行い、その資格又は認定等が当該業務に直接役立つと認められる者
- 2 資格手当の額は、資格又は認定等（以下、本条において「資格等」という。）の病院運営上の貢献度、資格等の取得の難易度などを勘案し、資格等ごとに理事長が定める。
  - 3 職員が、第1項に掲げる要件を満たす資格等を複数有する場合には、それぞれに対して手当を支給する。ただし、同分野の資格等については、いずれか1の資格等に対してのみ手当を支給する。
  - 4 前項の規定による資格手当の1月当たり総額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
  - 5 資格手当の支給は、給料の支給方法に準ずる。

### 第16節 教育手当

（教育手当）

第 59 条の 2 教育手当は、職員が次のいずれかに該当する場合で、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは病院に関して広告することができる事項第 1 条第 2 号に基づき広告することができる医師及び歯科医師、薬剤師、看護師、その他医療従事者の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
  - 二 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師で理事長が任命した臨床研修指導医
  - 三 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する看護学校等からの依頼により、看護学生等の実習指導を行う看護師及び医療従事者において、理事長が任命した職員で実習看護指導者及び医療従事者
- 2 教育手当の額は、資格又は認定等（以下、本条において「資格等」という。）、該当する資格の数に 5,000 円を乗じた額とする。
  - 3 職員が、第 1 項に掲げる要件を満たす資格等を複数有する場合には、それぞれに対して手当を支給する。
  - 4 前項の規定による教育手当の 1 月当たり総額が 10,000 円を超えるときは、10,000 円とする。
  - 5 教育手当の支給は、給料の支給方法に準ずる。
  - 6 第 59 条に定める資格手当を支給する場合には、教育手当は支給しない。

#### 第 17 節 年度末手当

（年度末手当）

第 60 条 年度末手当は、各年度における勤務に対する慰労報奨として、次の各号のいずれも満たす職員（理事長が別に定める職員を除く。）に対し支給する。

- 一 次に掲げる職員以外の職員であること
    - イ 承継職員
    - ロ 県在職派遣職員
    - ハ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項の退職派遣者として佐賀県を退職し法人に雇用された職員
  - 二 各年度において、職員として勤務した期間（期限付職員（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館期限付職員就業規則（平成 22 年規程第 6 号）第 2 条に定める期限付職員をいう。）又は契約職員（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約職員就業規則（平成 31 年規程第 1 号）第 2 条に定める契約職員をいう。）から引き続き職員となった者にあつては、当該期限付職員又は当該契約職員としての雇用期間を含む。）が 10 月以上ある者又はそれに相当すると理事長が認めるもの
- 2 手当の額は、給料月額額の 100 分の 150 の額の範囲内で理事長が定める。
  - 3 前 2 項に定めるもののほか、年度末手当に関し必要な事項は理事長が別に定める。

第 60 条の 2 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員退職手当規程第 2 条の 2 において、退職手当を選択した職員には、年度末手当を支給しない。

#### 第 4 章 給与の特例等

(給与の減額)

第 61 条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第 10 条に規定する代替休暇、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の勤務 1 時間当たりの給与額は、第 50 条に規定する額とする。

3 前項の規定により給与の減額を行う場合の時間数は、その給与期間において勤務しない総時間数とする。

4 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分の給料に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料から差し引く。ただし、離職、休職等の場合において、減額すべき給与額が、給料から差し引くことができないときは、当規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くことができる。

5 前項の場合において、なお、減額すべき給与額を差し引くことができないときは、理事長が別に定めるところにより返納させる。

(休職者の給与)

第 62 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が就業規則第 21 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第 21 条第 1 項第 3 号又は休職規則第 4 条第 1 号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、次の各号に定めるところにより、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ次の割合を支給することができる。

一 就業規則第 21 条第 1 項第 3 号又は休職規則第 4 条第 1 号の規定に該当して休職にされた場合 100 分の 70 以内

二 就業規則第 21 条第 1 項第 3 号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害（出向職員の出向先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）を受けたと認められると 100 分の 100 以内

6 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 53 条第 1 項に規定する基準日前 1 か月以内に退職し、又は解雇され（理事長が別に定める事由により解雇され

た場合に限る。)若しくは死亡したときは、理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第54条及び第55条の規定を準用する。この場合において、第54条中「前条第1項」とあるのは、「第62条第6項」と読み替えるものとする。
- 8 勤勉手当の第56条第1項に規定する基準日現在第2項、第3項又は第5項の規定に該当する職員には、当該各項に規定するもののほか、第56条の例により算出された額にそれぞれ第2項、第3項又は第5項に規定する割合で乗じて得た額の勤勉手当を支給することができる。
- 9 第2項から第5項までの規定による給料の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(育児休業職員、出生時育児休業職員及び育児部分休業職員の給与)

第63条 育児休業等規則に規定する育児休業又は出生時育児休業をしている職員には、当該休業の期間中、給与を支給しない。

2 育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、次に掲げる職員に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

一 第53条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員

二 第56条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員

3 育児休業又は出生時育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該休業をした期間の100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

4 育児休業等規則に規定する部分休業をしている職員には、その勤務しない1時間につき、第61条第2項に規定する1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児・介護短時間勤務職員の給与)

第64条 勤務時間等規程第2条に規定する育児・介護短時間勤務職員の給料月額は、第9条から第13条までの規定にかかわらず、第9条から第13条までの規定による給料月額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

2 育児・介護短時間勤務職員の給料の調整額は、第14条の規定にかかわらず、同条の規定による額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

3 育児・介護短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第25条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。

4 育児・介護短時間勤務職員の役職手当の額は、第36条の規定にかかわらず、同条の規定による額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

- 5 育児・介護短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当及び特別処遇改善手当に限る。）の額は第42条及び第42条の13の規定にかかわらず、これらの規定による額に算出率を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 6 育児・介護短時間勤務職員の時間外勤務手当に係る規定については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第47条第1項	支給する	支給する。ただし、育児・介護短時間勤務職員が第1号に掲げる勤務で所定労働時間を超えてしたもののうち、その勤務時間とその勤務をした日における所定労働時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が深夜の間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第47条第3項	第1項	第1項（第64条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第47条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が第64条第6項の規定により読み替えられた第1項ただし書きに規定する7時間45分に達するまでの間の勤務にかかる時間である場合にあっては、第50条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が深夜の間である場合は100分の175）から100分の100（その時間が深夜の間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。

- 7 育児・介護短時間勤務職員の初任給調整手当の額は、第58条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 8 育児・介護短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第53条第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第53条第4項及び第56条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第53条第4項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

- 9 育児・介護短時間勤務職員の資格手当の額は、第59条の規定にかかわらず、同条の規定による額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 10 この条において「算出率」とは、勤務時間等規程第2条に規定する育児・介護短時間勤務として承認を受けた当該職員の1週間当たりの勤務時間数を通常勤務の勤務時間数で除して得た数をいう。

- 11 育児・介護短時間勤務職員の教務手当の額は、第42条の10の規定にかかわらず、同条の規定による額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 12 前項までに定めるもののほか、育児・介護短時間勤務職員の給与について必要な事項は、理事長が別に定める。

（復職時調整）

第65条 休職にされた職員が復職し、出向等を命ぜられた職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、出向期間等（以下「休職等の期間」という。）を次表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）から復職等の日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に理事長が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

休職等の期間	換算率
就業規則第21条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3分の3以下
就業規則第21条第1項第3号又は休職規則4条1号の規定による休職（就業規則第21条第1項第3号の規定によるものにあつては、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
出向職員又は転籍職員の出向又は転籍期間	
介護休業の期間	2分の1以下
就業規則第21条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間	3分の1以下（結核性疾患については2分の1以下）
就業規則第21条第1項第3号の規定による休職（職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	3分の1以下
就業規則第21条第1項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3分の3以下
育児休業又は出生時育児休業の期間	100分の100以下
自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるもの）	100分の100以下
上記以外の大学等における修学のための休業の期間	100分の50以下

備考 出向職員及び転籍職員に関するこの表の規定の適用については、出向又は転籍先の機関の業務（当該職員の当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）を法人の業務とみなす。

- 2 出向職員が職務に復帰した場合又は理事長が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると理事長が認める場合は、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

（介護休業等の給与）

第66条 育児休業等規則による介護休業をした職員には、その勤務しない1時間につき、第61条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（修学部分休業等の給与）

第67条 勤務時間等規程第40条の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第61条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第25条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。

（自己啓発等休業の給与）

第68条 職員が自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

（専従許可における給与）

第69条 職員が休職規則第4条第2号の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（端数の取扱）

第70条 日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。

- 2 第47条から第49条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合及び第61条第2項により勤務しない1時間につき減額する給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 3 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となるべき勤務時間数は、その給与期間の全時間数（時間外勤務手当については、支給割合ごとに計算された時間数）によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、部分休業の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、分単位で計算するものとする。

## 第5章 報奨金

### (報奨金)

第71条 職員のうち、勤務成績が優秀なものその他理事長が特に定めるものについては、報奨金を支給することがある。

2 報奨金の額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法は、理事長が別に定める。

## 第6章 補則

### (県在職派遣職員の給与)

第72条 県在職派遣職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号。以下「給与条例」という。)その他佐賀県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給できる。

2 前項の規定により、給与条例その他の佐賀県の関係規定に基づき県在職派遣職員に給与を支給するに当たり、各種手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に佐賀県の任命権者によりこれらの認定を受けていたときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。

3 この規程に定める手当について給与条例に相当する手当がないときは、県在職派遣職員に対しこの規程による手当を支給することができる。

4 前項までに定めるもののほか、県在職派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### (給与の改定)

第73条 給与は、法人の業務の実績及び社会一般の情勢に応じて、改定することがある。

### (実施に関し必要な事項)

第74条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### (手当の現況確認)

第75条 理事長は、毎年一定の期日を定め、次に掲げる手当について現況確認を行うことができる。

- 一 扶養手当
- 二 住居手当
- 三 通勤手当
- 四 単身赴任手当

2 職員は、前項の現況確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、職員が正当な理由もなく現況確認の書類を提出しないことにより現況が確認できない場合には、当該手当の認定を無効とする。この場合において、無効となった手当について再び支給を受けようとする職員は再度届出を行わなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(各種手当の認定)

- 2 平成 22 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) の前日に佐賀県の職員であった者で、施行日に、承継職員となった者に係る各種手当のうち、当規程により理事長の認定を要するものについては、施行日の前日に給与条例その他の佐賀県の関係規定に基づき、佐賀県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(施行日における給料表適用)

- 3 施行日の前日に給与条例第 3 条に規定する給料表の適用を受けていた承継職員の施行日における第 8 条に規定する給料表は、次の表の左欄に掲げる給料表の区分に応じ同表の右欄に掲げる給料表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表
医療職給料表 (一)	医療職給料表 (一)
医療職給料表 (二)	医療職給料表 (二)
医療職給料表 (三)	医療職給料表 (三)

(給料月額)

- 4 承継職員の施行日における職務の級及び号給は、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた職務の級及び号給と同一の職務の級及び号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (平成 17 年佐賀県条例第 72 号) 附則第 7 条の規定による給料の切替えに伴う経過措置は、この規程の施行に当たり準用する。この場合において、この項の規定による給料を支給される職員に関する第 14 条第 2 項及び第 53 条第 3 項 (第 56 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第 5 項の規定による給料の額との合計額」とする。

(昇給に係る経過措置)

- 6 施行日以後最初に行われる承継職員に係る第 12 条第 1 項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続き佐賀県職員としての在職期間にかかる当該職員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。

(職務手当に係る経過措置)

- 7 職務手当について、承継前に給与条例第 7 条の 2 に規定する管理職手当を支給されていた職員のうち、当該管理職手当の額に別表第 9 に定める職務手当の額が達しないこととなる職員には、平成 23 年 3 月 31 日までの間、別表第 9 による職務手当のほか、当該差額に相当する額に 100 分の 25 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額) を支給する。

(期末手当及び勤勉手当に係る経過措置)

- 8 平成 22 年 6 月 1 日を基準日とする承継職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第 53 条第 2 項又は第 56 条第 1 項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く佐賀県職員としての在職期間又は勤務成績は、第 53 条第 2 項の在職期間又は第 56 条第 1 項の勤務成績とみなす。

(初任給調整手当)

- 9 施行日の前日までに給与条例第 7 条の 3 に規定する初任給調整手当の支給を受けたことのある職員については、施行日の前日までに当該手当を支給された期間を第 58 条に規定する手当が支給されていた期間とみなして、同条の規定により手当を支給するものとする。

(給与の特例)

- 10 施行日の前日において、佐賀県知事等の給与の特例に関する条例（平成 19 年佐賀県条例第 58 号）第 2 条の規定による給与の特例措置が講じられていた職員にあっては、理事長が別に定める者を除き、平成 23 年 3 月 31 日までの間、同条の規定による佐賀県職員の例によるものとする。

(その他)

- 11 この規程の規定を運用するにあたり、理事長が別段の基準を定めた場合以外の原則的事項については、当分の間、給与条例の適用を受ける者の例によるものとする。

- 12 この規程の施行後 3 年を超えない範囲内において、この規程の運用状況及び給与制度のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 13 平成 29 年 3 月 31 日までの間、職員（次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者（理事長が別に定める者に限る。）であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 50 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 50 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員になった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に 100 分の 1.4 を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.6 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第 15 項及び第 16 項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第 15 項において「給料月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.4 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 53 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に

規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.4 を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額 (同条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額 (管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額 (第 56 条第 4 項において準用する第 53 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額 (同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員 (以下この号において「管理監督職員」という。) にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額。附則第 16 項において「勤勉手当減額対象額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 56 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.4 を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額 (同条第 4 項において準用する第 53 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額 (管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額。附則第 16 項において「勤勉手当減額基礎額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 56 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)

五 第 62 条第 1 項から第 6 項まで又は第 8 項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第 62 条第 1 項 前各号に定める額

ロ 第 62 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 62 条第 4 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 62 条第 5 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 62 条第 6 項 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額 (同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

へ 第 62 条第 8 項 第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額（同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
事務職給料表	6 級
医療職給料表（二）	6 級
医療職給料表（三）	6 級

14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

15 附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 47 条から第 49 条まで及び第 61 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 50 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 1.4 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

16 附則第 13 項の規定が適用される間、第 56 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.26（特定幹部職員にあっては、100 分の 1.54）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 90（特定幹部職員にあっては、100 分の 110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員に関する読替え）

17 育児短時間勤務職員に対する附則第 13 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第 13 項第 1 号	号給の給料月額に	号給の給料月額に算出率（第 64 条に規定する算出率をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額に
	を減じた額	に算出率を乗じて得た額を減じた額
附則第 13 項第 3 号 及び第 4 号	給料月額及び	給料月額を算出率で除して得た額及び
	給料月額に	給料月額を算出率で除して得た額に
	給料月額減額基礎額	給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額

（附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

18 附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 63 条第 4 項、第 66 条

及び第 67 条の規定の適用については、第 63 条第 4 項、第 66 条及び第 67 条中「第 61 条第 2 項」とあるのは「附則第 15 項」とする。

(移管職員の昇給に係る経過措置)

- 19 佐賀県職員として在籍し佐賀県立総合看護学院廃止の際に佐賀県を退職し、引き続き法人の職員となった者（以下「移管職員」という。）に施行日以後最初に行われる第 12 条第 1 項の昇給に係る同項の規定の適用については、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの佐賀県職員としての勤務成績を法人職員としての勤務成績とみなす。

(移管職員の期末手当及び勤勉手当に係る経過措置)

- 20 看護学院から法人への移管職員の令和 2 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当及び勤勉手当に係る第 53 条第 2 項及び第 56 条第 1 項の規定の適用については、令和 2 年 3 月 31 日までの引き続き佐賀県職員としての在職期間又は勤務成績は、第 53 条第 2 項の在職期間又は第 56 条第 1 項の勤務成績とみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 53 条第 2 項、第 56 条第 2 項及び附則第 16 項の規定は、平成 23 年 3 月 31 日までの間、第 53 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 135」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 105」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 115」と、第 56 条第 2 項中「100 分の 67.5」とあるのは「6 月に支給する場合においては 100 分の 70」と、「100 分の 87.5」とあるのは「100 分の 90」、12 月に支給する場合においては 100 分の 65（特定幹部職員にあつては、100 分の 85」と、附則第 16 項中「100 分の 67.5」とあるのは「6 月に支給する場合においては 100 分の 70」と「100 分の 87.5」とあるのは「100 分の 90」、12 月に支給する場合においては 100 分の 65（特定幹部職員にあつては、100 分の 85）と読み替えて適用する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 22 年 6 月 1 日において次の各号に掲げる職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）であつた者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）に同年 12 月に支給する期末手当の額は、平成 22 年 12 月 1 日に施行する改正後の地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）第 62 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項若しくは第 53 条第 2 項及び第 3 項から第 5 項まで（第 64 条 8 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは附則第 13 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から同年 6 月 1 日において当該減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程附則第 13 項の規

定が施行されていたとした場合においても同項の適用を受けず、かつ、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 17 年佐賀県条例第 72 号）附則第 7 条の規定の適用を受けない職員に限る。）

給料表 職務 の級	事務職給料表	医療職給料表（二）	医療職給料表（三）
1 級	1 号給から 93 号給まで	1 号給から 85 号給まで	1 号給から 96 号給まで
2 級	1 号給から 64 号給まで	1 号給から 72 号給まで	1 号給から 80 号給まで
3 級	1 号給から 48 号給まで	1 号給から 56 号給まで	1 号給から 56 号給まで
4 級	1 号給から 32 号給まで	1 号給から 44 号給まで	1 号給から 44 号給まで
5 級	1 号給から 24 号給まで	1 号給から 28 号給まで	1 号給から 28 号給まで
6 級	1 号給から 16 号給まで	1 号給から 12 号給まで	1 号給から 8 号給まで
7 級	1 号給から 4 号給まで	-	-

二 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

（平成 22 年 4 月 1 日前に 50 歳に達した職員に関する読替え）

3 平成 22 年 4 月 1 日前に 50 歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第 13 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 50 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」と、「50 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

- この規程は平成 23 年 12 月 1 月から施行する。ただし、平成 23 年 12 月 1 日に施行する改正後の地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館給与規程（以下この項において「改正後の給与規程」という。）第 37 条第 2 項第 6 号及び第 42 条の 2 の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。
- 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第 62 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項若しくは第 53 条第 2 項及び第 3 項から第 5 項まで（第 64 条第 8 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは附則第 13 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合

において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（附則第 5 項の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職給料表（一）に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が 1 号給から 3 号給までであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成 23 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第 31 条第 3 項で定める額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表 職務 の級	事務職給料表	医療職給料表（二）	医療職給料表（三）
1 級	1 号給から 93 号給まで	1 号給から 85 号給まで	1 号給から 108 号給まで
2 級	1 号給から 76 号給まで	1 号給から 84 号給まで	1 号給から 92 号給まで
3 級	1 号給から 60 号給まで	1 号給から 68 号給まで	1 号給から 68 号給まで
4 級	1 号給から 44 号給まで	1 号給から 56 号給まで	1 号給から 56 号給まで
5 級	1 号給から 36 号給まで	1 号給から 40 号給まで	1 号給から 40 号給まで
6 級	1 号給から 28 号給まで	1 号給から 24 号給まで	1 号給から 20 号給まで
7 級	1 号給から 16 号給まで	1 号給から 8 号給まで	-
8 級	1 号給から 4 号給まで		

二 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額

- 3 好生館から勤勉手当の支給を受ける職員のうち期末手当の支給を受けない職員に対する前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額」とあるのは「平成 23 年 12 月に支給する勤勉手当の額」と、「期末手当は支給しない」とあるのは「勤勉手当は支給しない」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 12 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

- 1 平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間における附則第 5 項の規定の適用については、同項中「附則第 5 項の規定による給料の額」とあるのは、「附則第 5 項の規定による給料の額」に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額が 5,000 円を超える場合にあっては、5,000 円とする）」とする。
- 2 平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間における附則第 5 項の規定の適用については、同項中「附則第 5 項の規定による給料の額」とあるのは、「附則第 5 項の規定による給料の額」が 10,000 円を超える場合に限り、その超える額」とする。
- 3 平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における附則第 5 項の規定の適用については、同項中「附則第 5 項の規定による給料の額」とあるのは、「附則第 5 項の規定による給料の額」が 15,000 円を超える場合に限り、その超える額」とする。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。ただし、第 36 条の 2 の規定は平成 25 年 4 月 1 日から適用し、別表第 1、別表第 1 の 1、別表第 2 及び別表第 11 は平成 26 年 4 月 1 日から適用し、第 56 条第 2 項及び附則第 16 項の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(給料の切替えによる経過措置)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同

日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 29 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則第 13 項の表の給料表に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、50 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 50 歳に達した日後における最初に 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.6 を乗じて得た額）を給料として支給する。

二 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

三 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

3 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第 53 条第 4 項（給与規程第 56 条第 4 項において準用する場合及び給与規程第 64 条第 8 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第 53 条第 4 項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与規程附則第 2 項の規定による給料の月額との合計額」とする。

（平成 17 年改正条例附則第 7 条の規定による給料との調整）

4 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間において、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 17 年佐賀県条例第 72 号。（以下「平成 17 年改正条例」という。）附則第 7 条の規定による給料の額が、佐賀県医療センター好生館給与規程附則第 2 条の規定による給料の額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給料に変えて、平成 17 年改正条例附則第 7 条の規定による給料を支給する。

二 附則第 2 条及び前項の規定により、附則第 2 条の規定による給料が支給される場合は、平成 17 年改正条例附則第 7 条の規定による給料は支給しない。

（平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

5 切替日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 31 条第 1 項	3 万円	3 万円を超えない範囲内で理事長が定める割合
第 35 条第 1 項	100 分の 16	100 分の 16 を超えない範囲内で理事長が定める割合

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別表 9 については、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1、別表第 1 の 1、別表第 2 ついては、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 イ、別表第 11 については、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 31 年度までの間における扶養手当支給額に関する特例)

2 平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度毎の扶養手当支給額は、第 15 条第 1 項ただし書及び第 16 条の規定に関わらず次のとおりとする。

職員の区分	対象の扶養親族	平成29年度	平成30年度	平成31年度
館長	配偶者（第 15 条第 2 項第 1 号）	10,000	6,500	3,500
	子（第 15 条第 2 項第 2 号）	8,000	10,000	10,000
	※配偶者のない職員の場合	10,000	10,000	10,000
	配偶者及び子以外 （第 15 条第 2 項第 3 号～第 6 号）	6,500	6,500	3,500
	※配偶者のない職員の場合	9,000	6,500	3,500
副館長 事務部長 看護部長	配偶者（第 15 条第 2 項第 1 号）	10,000	6,500	3,500
	子（第 15 条第 2 項第 2 号）	8,000	10,000	10,000
	※配偶者のない職員の場合	10,000	10,000	10,000
	配偶者及び子以外 （第 15 条第 2 項第 3 号～第 6 号）	6,500	6,500	3,500
	※配偶者のない職員の場合	9,000	6,500	3,500
上記以外	配偶者（第 15 条第 2 項第 1 号）	10,000	6,500	6,500
	子（第 15 条第 2 項第 2 号）	8,000	10,000	10,000
	※配偶者のない職員の場合	10,000	10,000	10,000
	配偶者及び子以外 （第 15 条第 2 項第 3 号～第 6 号）	6,500	6,500	6,500
	※配偶者のない職員の場合	9,000	6,500	6,500

(平成 31 年度までの間における扶養手当に係る届出に関する特例)

- 3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 15 条第 1 項ただし書及び第 18 条第 2 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 17 条及び第 18 条の規定の適用については、第 17 条中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同条第 1 号中「場合（館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同条中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 15 条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 15 条第 2 項第 3 号三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により該当する場合を除く。）に該当する場合を除く。）り、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

と、第 18 条第 1 項中「扶養親族（館長に  
」

あつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、館長以外の職員から館長となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 2 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について前条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で前条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で前条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当

該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第18条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、第17条及び第18条の規定の適用については、第17条中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同条第1号中「場合（館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同条第2号中「場合及び館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第18条第1項中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、館長以外の職員から館長となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書並びに第18条第2項第3号及び第5号の規定は適用せず、第17条及び第18条の規定の適用については、第17条中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同条第1号中「場合（館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同条第2号中「場合及び館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第18条第1項中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、館長以外の職員から館長となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「副館長、事務部長及び看護部長が館長、副館長、事務部長及び看護部長」とあるのは「館

長、副館長、事務部長及び看護部長が館長、副館長、事務部長及び看護部長」と、同項第6号中「館長、副館長、事務部長及び看護部長以外のものが副館長、事務部長及び看護部長」とあるのは「副館長、事務部長及び看護部長以外のものが館長、副館長、事務部長及び看護部長」とする。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条、第39条ただし書き及び第51条の2の規定については、医師を除き、平成29年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、別表第1イ、別表第11については、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第56条第2項の規定は、平成30年3月31日までの間「100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（期末手当基礎額の特例）

- 2 第53条第3項及び第4項にかかわらず、医療職給料表（一）の適用を受ける職員の期末手当基礎額は、当分の間、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額に次に掲げる金額を加算した額とする。
  - 一 給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額
  - 二 給料の月額及び給料の月額に100分の16を乗じて得た額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）（ただし、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき理事長が別に定めるものに限る。）

（勤勉手当基礎額の特例）

- 3 第56条第3項及び第4項にかかわらず、医療職給料表（一）の適用を受ける職員の勤勉手当基礎額は、当分の間、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額に次に掲げ

る金額を加算した額とする。

- 一 給料の月額に100分の16を乗じて得た額
- 二 前項第2号に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年7月1日に施行し、平成31年4月1日に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行する。ただし、第53条2項、第56条2項、別表第1、別表第1の1、別表第2、別表第2の1は平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月19日から施行する。ただし、第56条2項、別表第1、別表第1の1、別表第2、別表第2の1の改正規定並びに附則第2項は平成31年4月1日から適用する。
- 2 第56条第2項の規定は、令和2年3月31日までの間、第56条第2項中「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とあるのは「6月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）、12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行し、第42条の7及び第42条の8の規定は令和2年3月1日から、第53条第2項の規定は令和2年6月1日を基準日とする期末手当から適用する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行し、第42条の8の規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条第5項の規定は令和2年10月1日から、第42条の12の規定は令和2年6月1日から、第64条と第70条第1項及び第4項の規定は令和2年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第42条の8の第2項の規定は令和3年1月19日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。ただし、別表第3イ及びホ並びに別表第9については、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 第53条第2項の規定は、令和4年3月31日までの間、「看護部長及び事務部長にあつては100分の100」とあるのは「12月に支給する場合においては、看護部長及び事務部長にあつては100分の90」と、「医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては100分の70」とあるのは「12月に支給する場合においては医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては100分の60」と、「その他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあつては100分の120」とあるのは「12月に支給する場合においてはその他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあつては100分の110」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあつては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6月	12月
1級	570,000円	342,000円
2級	600,000円	360,000円

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第1の1、別表第2、別表第2の1及び別表第6のハは令和4年4月1日から適用し、第42条の13第2項及び第64条第5項の規定は令和4年10月1日から適用する。

（勤勉手当に関する経過措置）

- 2 第56条第2項の規定は、令和5年3月31日までの間、「その他の給料表の適用を受ける職員にあつては勤勉手当基礎額に100分の100（看護部長及び事務部長にあつては、100分の120）」とあるのは「12月に支給する場合においてはその他の給料表の適用を受ける職員にあつては100分の105（看護部長及び事務部長にあつては、100分の125）」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあつては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6月	12月

1 級	1, 140, 000 円	1, 254, 000 円
2 級	1, 200, 000 円	1, 320, 000 円

(号給の切替え)

- 3 令和4年4月1日(以下「切替日」という。)において改正前の地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程(以下「改正前の給与規程」という。)別表第1のハの給料表の適用を受けていた職員の切替日における改正後の地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程の規定による号給(以下「新号給」という。)は、切替日において改正前の給与規程の規定によりその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 切替日の翌日から施行日の前日までの間に新たに別表第1のハの給料表の適用を受ける職員として採用された職員の採用の日における新号給は、当該採用の日における旧号給に対応する附則別表の新号給欄に定める号給とする。

附則別表 号給の切替表

旧号給	新号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	2	2	2	2	2	3
2	3	3	3	3	3	4
3	4	4	4	4	5	5
4	5	5	5	5	6	6
5	6	6	6	6	7	7
6	7	7	7	7	8	8
7	8	8	8	8	9	10
8	9	9	9	9	10	11
9	10	10	10	10	11	12
10	11	11	11	11	12	13
11	12	12	12	12	13	14
12	13	13	13	13	15	15
13	14	14	14	14	16	16
14	15	15	15	15	16	17
15	16	16	16	16	18	18
16	17	17	17	17	19	19
17	18	18	18	18	20	20
18	19	19	19	20	21	21
19	20	20	20	21	22	22
20	21	21	21	22	23	23
21	22	22	22	23	24	24
22	23	23	23	24	25	25

23	24	24	24	25	26	26
24	25	25	25	26	27	27
25	26	26	26	27	28	28
26	27	27	27	28	30	29
27	28	28	28	30	31	30
28	29	29	29	31	32	31
29	30	30	30	31	33	32
30	31	31	31	33	34	33
31	32	32	33	34	35	34
32	33	33	34	35	36	35
33	34	34	35	36	37	36
34	35	35	36	37	38	37
35	36	36	37	38	39	39
36	37	37	38	39	40	39
37	38	38	39	40	41	40
38	39	39	40	41	42	42
39	40	40	42	42	43	43
40	41	41	43	43	44	44
41	42	42	44	44	45	45
42	43	43	45	46	46	47
43	44	44	46	47	47	48
44	45	45	47	48	48	49
45	46	46	48	49	49	50
46	47	47	49	50	50	51
47	48	48	50	51	51	52
48	49	49	51	52	52	53
49	50	50	52	53	53	54
50	51	51	53	54	54	55
51	52	52	54	55	56	56
52	53	53	55	56	57	57
53	54	54	56	57	58	60
54	55	56	58	58	60	62
55	56	57	59	59	61	64
56	57	58	60	61	62	66
57	58	59	61	61	64	70
58	58	60	62	63	65	71
59	60	61	63	64	67	72
60	61	62	64	65	68	73

61	62	63	65	66	69	75
62	63	64	66	67	70	76
63	64	66	67	68	71	77
64	65	66	68	69	73	78
65	66	68	69	70	74	80
66	67	69	71	71	75	81
67	68	70	72	72	76	82
68	70	71	73	73	78	82
69	71	72	74	74	79	83
70	72	73	75	75	81	
71	73	74	76	76	82	
72	74	75	77	78	84	
73	75	76	78	79	86	
74	76	77	79	80	87	
75	77	78	80	82	89	
76	79	79	81	84	90	
77	79	81	82	86	91	
78	81	82	83	87	92	
79	82	83	84	89	94	
80	83	84	85	90	94	
81	84	85	86	91	95	
82	85	86	87	92	96	
83	87	87	88	94	98	
84	88	88	90	95	98	
85	88	89	91	97	99	
86	90	90	92	98	100	
87	91	91	93	99	102	
88	92	92	95	100	103	
89	93	93	97	101	103	
90	94	95	99	101	104	
91	95	97	100	103	106	
92	96	99	102	104	107	
93	98	101	103	104	108	
94	99	102	105	105		
95	100	103	107	106		
96	101	104	108	107		
97	102	106	109	108		
98	103	107	110	109		

99	104	108	111	110		
100	105	109	112	111		
101	107	110	113	112		
102	109	112	114	113		
103	112	114	115	114		
104	115	115	116	115		
105	117	117	117	116		
106	119	119	118	117		
107	120	120	119	117		
108	122	123	120	118		
109	122	124	121	119		
110	123	126	122	120		
111	124	127	123	121		
112	125	128	124	122		
113	126	129	125	123		
114	127	131	126			
115	128	132	128			
116	129	133	129			
117	130	134	131			
118	131	135	132			
119	132	136	134			
120	134	136	135			
121	135	137	137			
122	136	138	139			
123	137	138	140			
124	138	139	142			
125	139	140	143			
126	139	141				
127	140	142				
128	142	142				
129	142	143				
130	143	144				
131	144	145				
132	146	145				
133	147	146				
134	148	147				
135	149	148				
136	151	149				

137	152	150				
138	153	151				
139	154	152				
140	155	153				
141	156	154				
142	157	156				
143	159	157				
144	160	158				
145	160	159				
146	161	161				
147	162	162				
148	163	163				
149	164	164				
150	164	166				
151	165	167				
152	166	168				
153	167	169				
154	168					
155	169					
156	170					
157	170					
158	171					
159	172					
160	173					
161	174					
162	174					
163	175					
164	176					
165	177					
166	178					
167	178					
168	179					
169	180					

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年５月８日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年2月13日から施行する。ただし、別表第1、別表第1の1、別表第2、別表第2の1及び別表第11は令和5年4月1日から適用する。

(期末手当に関する経過措置)

- 2 第53条第2項の規定は、令和5年12月1日から令和6年3月31日までの間、「看護部長及び事務部長にあつては100分の102.5」とあるのは「12月に支給する場合においては、看護部長及び事務部長にあつては100分の105」と、「医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては100分の72.5」とあるのは「12月に支給する場合においては医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては100分の75」と、「その他の給料表(特定職給料表を除く。)の適用を受ける職員(看護部長及び事務部長を除く。)にあつては100分の122.5」とあるのは「12月に支給する場合においてはその他の給料表(特定職給料表を除く。)の適用を受ける職員(看護部長及び事務部長を除く。)にあつては100分の125」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあつては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6月	12月
1級	456,000円	513,000円
2級	480,000円	540,000円

(勤勉手当に関する経過措置)

- 3 第56条第2項の規定は、令和5年12月1日から令和6年3月31日までの間、「その他の給料表の適用を受ける職員にあつては勤勉手当基礎額に100分の102.5(看護部長及び事務部長にあつては、100分の122.5)」とあるのは「12月に支給する場合においてはその他の給料表の適用を受ける職員にあつては100分の105(看護部長及び事務部長にあつては、100分の125)」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあつては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6月	12月
1級	1,197,000円	1,254,000円
2級	1,260,000円	1,320,000円

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 医療職給料表（第8条第1項関係）

イ 医療職給料表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	264,700	346,600	406,900	474,700
2	267,200	349,600	409,600	477,000
3	269,600	352,400	412,100	479,200
4	272,000	355,300	414,700	481,500
5	274,100	357,800	417,100	483,700
6	277,600	360,800	419,100	485,800
7	281,100	363,800	420,900	488,000
8	284,500	366,600	422,800	490,000
9	288,100	368,700	424,600	491,900
10	291,600	371,200	427,300	494,000
11	295,200	373,900	429,800	496,100
12	298,700	376,400	432,200	498,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300
14	306,100	382,500	436,900	502,200
15	310,000	385,500	438,900	504,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400
17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500

32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	

68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		

## ロ 医療職給料表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	167,400	203,700	237,500	259,700	288,200	334,400	375,900
2	168,900	205,400	238,700	261,000	290,000	336,400	378,600
3	170,300	207,000	239,900	262,100	292,100	338,400	381,300
4	171,700	208,600	241,100	263,200	294,300	340,400	384,000
5	173,000	210,100	242,100	264,000	296,200	342,300	386,300
6	174,900	211,700	243,200	265,300	298,000	344,300	389,100
7	176,600	213,000	244,300	266,400	300,100	346,400	391,700
8	178,200	214,300	245,400	267,700	302,200	348,500	394,500
9	179,900	215,500	246,300	268,600	304,200	350,500	396,600
10	181,600	216,900	247,400	269,600	306,100	352,700	398,900
11	183,200	218,200	248,600	270,300	308,200	354,700	401,200
12	185,200	219,600	249,900	271,000	310,300	356,700	403,400
13	186,600	221,000	251,100	271,900	312,200	358,400	405,500
14	188,400	222,400	252,300	273,000	314,200	360,400	407,600
15	190,500	223,800	253,500	274,100	316,200	362,300	409,600
16	192,300	225,300	254,600	275,100	318,200	364,300	411,700
17	194,200	226,700	255,400	276,100	320,100	366,100	413,600
18	195,500	227,900	256,500	277,600	322,000	368,100	415,600
19	197,000	229,300	257,500	279,100	323,900	370,100	417,500
20	198,400	230,600	258,700	280,900	325,800	372,100	419,700
21	199,700	231,600	259,800	282,500	327,700	373,800	421,500
22	201,200	232,800	260,700	284,200	329,600	375,800	423,100
23	202,700	233,900	261,500	285,900	331,600	377,800	424,800
24	204,200	234,900	262,300	287,800	333,500	379,900	426,300
25	205,900	235,900	263,100	289,400	335,500	381,300	427,800
26	207,200	237,100	264,300	291,100	337,400	383,100	429,100
27	208,400	238,300	265,300	292,800	339,300	385,000	430,400
28	209,500	239,400	266,300	294,600	341,200	386,600	431,800
29	210,600	240,300	267,400	296,300	342,600	388,300	433,100
30	211,700	241,500	268,800	298,200	344,400	389,800	434,300
31	212,700	242,900	270,200	299,900	346,200	391,400	435,500
32	213,700	244,100	271,800	301,600	348,000	392,900	436,600
33	215,000	245,000	273,000	303,200	349,600	394,100	437,900

34	216,300	246,200	274,700	304,900	351,400	395,500	439,100
35	217,500	247,200	276,400	306,500	353,300	396,800	440,300
36	218,700	248,400	278,100	308,100	355,100	398,000	441,500
37	219,600	249,500	279,400	309,600	356,600	399,100	442,800
38	220,600	250,600	281,100	311,200	358,400	400,300	443,700
39	221,500	251,700	282,600	313,000	360,000	401,500	444,100
40	222,400	252,600	284,100	314,500	361,600	402,600	444,800
41	223,300	253,400	285,600	316,200	362,900	403,400	445,300
42	224,100	254,300	287,300	317,800	364,000	404,200	445,700
43	224,900	255,200	288,900	319,400	365,200	405,000	446,100
44	225,700	256,100	290,400	321,000	366,400	405,800	446,500
45	226,600	256,800	291,900	322,000	367,400	406,200	446,900
46	227,500	258,100	293,500	323,500	368,300	406,900	447,300
47	228,300	259,300	295,000	325,000	369,300	407,400	447,700
48	229,100	260,500	296,500	326,500	370,400	407,800	448,000
49	229,800	261,700	297,800	327,900	371,400	408,200	448,300
50	230,700	263,000	299,300	329,300	372,400	408,500	448,700
51	231,600	264,300	300,800	330,500	373,500	408,800	449,000
52	232,300	265,600	302,300	331,600	374,500	409,100	449,400
53	232,600	266,600	303,800	332,600	375,300	409,400	449,700
54	233,400	267,800	305,200	333,600	376,100	409,700	
55	234,000	269,000	306,600	334,600	377,000	410,000	
56	234,700	270,400	308,000	335,600	377,900	410,300	
57	235,200	271,300	309,100	336,100	378,400	410,600	
58	235,800	272,500	310,300	337,000	379,300	410,900	
59	236,300	273,700	311,500	337,800	380,100	411,200	
60	236,800	274,900	313,000	338,600	380,900	411,600	
61	237,300	275,800	314,200	339,400	381,300	411,800	
62	237,900	276,900	315,400	339,800	382,000	412,200	
63	238,500	278,000	316,600	340,300	382,700	412,500	
64	239,100	279,100	317,900	341,000	383,400	412,800	
65	239,500	280,100	319,100	341,600	383,800	413,000	
66	240,100	281,100	319,900	342,300	384,500		
67	240,600	282,100	320,600	343,000	385,200		
68	241,100	283,100	321,300	343,700	385,700		
69	241,500	284,100	321,900	344,400	386,100		

70	242,200	285,200	322,600	344,900	386,600		
71	242,800	286,300	323,400	345,600	387,100		
72	243,400	287,300	324,000	346,200	387,600		
73	243,900	288,000	324,600	346,500	388,200		
74	244,500	288,500	324,800	347,100	388,700		
75	245,100	289,000	325,300	347,600	389,300		
76	245,900	289,900	325,900	348,200	390,000		
77	246,300	290,600	326,500	348,700	390,500		
78	246,800	291,200	327,000	349,200	391,000		
79	247,300	291,800	327,500	349,700	391,500		
80	247,700	292,300	328,000	350,100	392,000		
81	248,000	292,700	328,700	350,400	392,300		
82	248,400	293,200	329,200	350,800	392,800		
83	248,800	293,600	329,600	351,200	393,200		
84	249,100	294,000	330,100	351,500	393,600		
85	249,300	294,200	330,600	352,000	394,000		
86		294,400	331,000	352,300			
87		294,700	331,200	352,600			
88		294,900	331,600	352,900			
89		295,300	332,000	353,300			
90		295,500	332,400	353,600			
91		295,700	332,800	354,000			
92		295,900	333,200	354,300			
93		296,300	333,500	354,700			
94		296,500	333,700	355,000			
95		296,700	334,200	355,300			
96		297,000	334,500	355,600			
97		297,400	334,700	355,900			
98		297,700	335,000	356,400			
99		297,900	335,300	356,800			
100		298,200	335,600	357,200			
101		298,500	335,800	357,700			
102		298,700	336,100	358,100			
103		298,900	336,500	358,500			
104		299,200	336,700	358,900			
105		299,500	336,900	359,400			

106		299,800	337,100				
107		300,100	337,500				
108		300,400	337,700				
109		300,700	337,900				
110		301,000	338,300				
111		301,300	338,700				
112		301,600	339,100				
113		301,900	339,300				
114		302,200					
115		302,500					
116		302,800					
117		303,100					
118		303,400					
119		303,700					
120		304,000					
121		304,300					
122		304,600					
123		304,900					
124		305,200					
125		305,500					
126		305,800					
127		306,100					
128		306,400					
129		306,700					
130		307,000					

## ハ 医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900

34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300

71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800	432, 700
72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400	433, 100
73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100	433, 500
74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600	433, 900
75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200	434, 300
76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700	434, 700
77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100	435, 100
78	271, 000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700	435, 500
79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200	435, 900
80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500	436, 300
81	273, 600	302, 400	337, 900	361, 000	388, 800	436, 700
82	274, 500	303, 600	339, 000	361, 500	389, 300	437, 100
83	275, 400	304, 700	340, 000	362, 100	389, 700	437, 500
84	276, 000	305, 800	341, 100	362, 600	390, 000	
85	276, 700	306, 900	342, 000	363, 200	390, 300	
86	277, 400	308, 100	343, 000	363, 700	390, 800	
87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300	
88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700	
89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000	
90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400	
91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900	
92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300	
93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700	
94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500	394, 100	
95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900	394, 500	
96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200	394, 900	
97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800	395, 300	
98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300	395, 700	
99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800	396, 100	
100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300	396, 500	
101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900	396, 900	
102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400	397, 300	
103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900	397, 700	
104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300	398, 100	
105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900	398, 500	
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400	398, 900	
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900	399, 300	

108	293,500	323,800	355,700	374,400	399,700	
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700	377,600		
115	295,300	326300	359,200	378,200		
116	295,500	326,600	359,600	378,800		
117	295,800	326,800	360,000	379,400		
118	296,100	327,100	360,400	380,000		
119	296,400	327,500	360,900	380,600		
120	296,700	327,700	361,400	381,200		
121	297,000	327,900	361,800	381,800		
122	297,400	328,200	362,300	382,400		
123	297,700	328,500	362,800	383,000		
124	298,100	328,800	363,300			
125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300	363,900			
127	298,800	329,700	364,200			
128	299,200	329,900	364,500			
129	299,400	330,100	364,800			
130	299,700	330,300	365,100			
131	300,100	330,700	365,400			
132	300,500	330,900	365,700			
133	300,700	331,200	366,000			
134	301,000	331,600	366,300			
135	301,400	332,000	366,600			
136	301,700	332,400	366,900			
137	301,900	332,700	367,200			
138	302,200	333,100	367,500			
139	302,600	333,500	367,800			
140	302,900	333,900	368,100			
141	303,100	334,200	368,400			
142	303,500	334,600	368,700			
143	303,900	334,900	369,000			
144	304,200	335,300				

145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900	338,900				
155	307,100	339,200				
156	307,400	339,500				
157	307,700	339,800				
158	308,000	340,100				
159	308,300	340,400				
160	308,600	340,700				
161	309,000	341,000				
162	309,300	341,300				
163	309,600	341,600				
164	309,900	341,900				
165	310,300	342,200				
166	310,600	342,500				
167	310,900	342,800				
168	311,200	343,100				
169	311,600	343,400				
170	312,000					
171	312,400					
172	312,800					
173	313,200					
174	313,600					
175	314,000					
176	314,400					
177	314,800					
178	315,200					
179	315,600					
180	316,000					

備考 この表の適用を受ける職員のうち、令和4年12月1日前に正職員（職員就業規則第2

条に定める職員をいう。)として採用され、令和４年１２月１日に在職する者であって、その職務の級が３級、４級、５級である職員（令和４年４月１日において満５５歳以上の者を除く。）の給料月額は、この表の額にそれぞれ２,７００円、１,８００円、１,２００円を加算した額とする。

別表第１の１ 研究職給料表（第８条第１項関係）

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	162,700	211,500	292,500	340,700	396,100
2	163,800	214,100	295,000	342,800	399,000
3	165,000	216,500	297,300	344,900	401,700
4	166,100	219,100	299,800	346,900	404,400
5	167,200	221,600	301,700	348,500	406,700
6	168,600	224,000	303,700	350,500	409,500
7	169,900	226,200	305,500	352,400	412,200
8	171,200	228,200	307,100	354,300	414,900
9	172,200	230,100	309,100	356,000	417,400
10	174,000	232,300	311,300	358,000	420,000
11	175,600	234,500	313,600	359,900	422,800
12	177,300	236,600	316,000	361,800	425,400
13	178,700	238,500	317,700	363,700	428,000
14	180,700	240,800	319,800	365,600	430,700
15	182,600	243,300	322,300	367,200	433,600
16	184,600	245,500	324,800	368,800	436,300
17	186,400	247,600	327,100	370,400	438,900
18	188,500	250,100	329,300	372,300	441,400
19	190,800	252,500	331,500	374,200	443,900
20	192,800	254,900	333,700	376,200	446,400
21	194,800	257,200	335,700	377,800	448,800
22	196,900	259,500	337,500	379,700	451,500
23	198,900	261,600	339,300	381,600	454,100
24	200,800	263,700	341,400	383,300	456,400
25	202,500	265,900	343,200	384,800	458,600
26	204,700	268,300	344,900	386,600	460,900
27	206,900	270,400	346,700	388,400	463,500

28	209,000	272,700	348,500	390,300	465,900
29	211,100	274,800	350,200	392,000	468,400
30	212,700	276,900	351,800	393,800	471,000
31	214,300	278,900	353,400	395,700	473,500
32	215,600	280,700	354,700	397,600	476,000
33	217,200	282,300	355,900	399,000	478,300
34	218,900	284,200	357,300	400,800	480,700
35	220,500	286,100	358,900	402,500	483,200
36	222,000	288,000	360,200	404,200	485,700
37	223,500	289,600	361,500	405,400	488,200
38	225,400	290,900	362,800	406,900	490,700
39	227,200	292,000	364,100	408,300	493,100
40	228,900	293,100	365,300	409,700	495,700
41	230,600	294,200	366,100	411,000	498,000
42	232,200	295,000	367,200	412,300	500,300
43	233,700	295,500	368,400	413,900	502,500
44	235,200	296,000	369,600	415,400	504,700
45	236,600	296,400	370,600	416,500	506,400
46	238,200	297,100	371,800	417,800	507,900
47	239,700	298,000	373,000	419,400	509,500
48	241,000	299,000	374,200	420,900	511,000
49	242,300	300,100	375,100	422,200	512,800
50	244,000	301,200	376,400	423,700	514,200
51	245,500	302,200	377,700	425,200	515,600
52	246,900	303,400	378,900	426,600	517,100
53	248,000	304,500	379,700	428,000	518,200
54	249,600	305,600	380,700	429,500	519,500
55	251,200	306,600	381,600	430,900	520,700
56	252,600	307,500	382,400	432,300	521,900
57	253,700	308,400	383,100	433,400	522,800
58	254,900	309,600	383,900	434,800	523,800
59	255,900	310,700	384,600	436,200	524,900
60	256,900	311,700	385,200	437,500	525,900
61	257,700	312,500	385,700	438,300	527,000
62	258,500	313,500	386,400	439,200	527,900
63	259,300	314,500	387,200	440,300	528,600

64	260,000	315,400	388,100	441,200	529,300
65	260,900	316,300	388,700	442,100	530,100
66	261,800	317,300	389,500	442,900	531,000
67	262,500	318,300	390,400	443,500	531,800
68	263,200	319,300	391,200	444,300	532,600
69	263,700	320,300	391,800	444,700	533,300
70	264,700	321,300	392,500	445,300	534,100
71	266,000	322,300	393,200	445,900	534,900
72	267,000	323,300	393,900	446,400	535,700
73	268,100	324,000	394,600	446,900	536,400
74	269,300	325,000	395,300		
75	270,600	326,100	395,900		
76	271,900	327,100	396,600		
77	272,900	328,100	397,300		
78	274,000	329,200	397,900		
79	275,200	330,100	398,500		
80	276,400	331,000	399,100		
81	277,500	331,800	399,700		
82	278,700	332,600	400,300		
83	279,900	333,300	401,000		
84	281,100	333,900	401,600		
85	282,100	334,500	402,100		
86	283,200	335,000	402,600		
87	284,200	335,500	403,100		
88	285,200	335,900	403,800		
89	286,100	336,200	404,200		
90	287,200	336,700			
91	288,300	337,200			
92	289,400	337,600			
93	290,500	337,900			
94	291,400	338,300			
95	292,400	338,800			
96	293,300	339,300			
97	293,700	339,900			
98	294,600	340,400			
99	295,400	340,900			
100	296,300	341,400			
101	297,100	341,900			

102	297,700	342,400			
103	298,400	342,900			
104	299,100	343,400			
105	299,500	343,900			
106	300,000	344,300			
107	300,600	344,800			
108	301,000	345,300			
109	301,200	345,800			
110	301,600	346,200			
111	301,900	346,700			
112	302,100	347,100			
113	302,400	347,600			
114	302,700	348,000			
115	303,000	348,500			
116	303,300	348,900			
117	303,600	349,400			
118	304,000	349,800			
119	304,300	350,200			
120	304,700	350,700			
121	305,000	351,100			

別表第2 事務職給料表（第8条第1項関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	209,300	241,800	272,600	296,900	326,300	369,900	415,300
2	163,300	210,900	243,200	274,200	298,900	328,500	372,600	417,700
3	164,500	212,400	244,600	275,700	301,100	330,800	375,000	420,300
4	165,600	213,900	246,000	277,300	303,100	332,900	377,500	422,700
5	166,700	215,400	247,200	278,800	305,000	334,900	379,500	424,600
6	167,900	217,100	248,900	280,400	307,300	336,900	382,000	426,800
7	169,000	218,800	250,300	282,200	309,600	338,900	384,400	428,900
8	170,100	220,400	251,700	284,000	311,600	340,900	386,900	431,100
9	171,100	222,000	252,700	285,800	313,300	342,900	389,100	433,100
10	172,500	223,600	254,100	287,800	315,600	344,900	391,800	435,200
11	173,900	225,100	255,500	289,800	317,800	347,100	394,400	437,300

12	175,200	226,500	256,800	291,800	319,900	349,100	397,100	439,300
13	176,400	227,600	258,000	293,700	322,000	351,100	399,300	440,900
14	177,900	229,000	259,300	295,700	324,000	353,200	401,700	442,700
15	179,500	230,400	260,400	297,700	326,000	355,100	403,900	444,700
16	181,100	231,800	261,500	299,700	327,900	357,000	406,200	446,600
17	182,200	233,200	262,800	301,300	329,900	358,900	408,100	448,400
18	183,600	234,800	264,400	303,300	332,000	360,900	410,000	450,300
19	185,100	236,300	265,700	305,300	334,000	362,700	411,900	452,100
20	186,500	237,700	267,100	307,200	336,000	364,600	413,800	453,800
21	187,800	238,900	268,300	309,100	337,900	366,500	415,600	455,600
22	190,200	240,400	269,800	311,000	340,000	368,400	417,400	457,200
23	192,400	241,800	271,400	312,900	342,000	370,300	419,200	458,600
24	194,700	243,200	273,000	314,800	343,900	372,300	421,100	460,100
25	196,900	244,200	274,600	316,600	345,400	374,100	422,600	461,500
26	198,600	245,600	276,500	318,700	347,400	376,000	424,100	462,900
27	200,300	247,000	278,200	320,700	349,300	378,000	425,700	464,200
28	201,900	248,100	280,000	322,700	351,200	379,900	427,200	465,400
29	203,300	249,200	281,700	324,700	352,800	381,400	428,800	466,400
30	204,900	250,100	283,400	326,700	354,700	383,300	430,100	467,100
31	206,400	251,000	285,100	328,700	356,500	385,100	431,400	467,900
32	207,900	251,900	286,800	330,800	358,400	386,600	432,700	468,600
33	209,300	252,800	288,400	332,100	360,100	388,300	433,900	469,400
34	210,600	253,700	290,200	334,100	361,900	389,800	435,200	470,200
35	211,800	254,600	292,000	336,100	363,700	391,200	436,500	470,900
36	213,000	255,400	293,700	338,100	365,400	392,600	437,800	471,500
37	214,200	256,200	295,200	339,900	366,800	393,900	439,000	472,000
38	215,400	257,500	296,900	341,900	368,200	395,200	439,800	472,600
39	216,500	258,700	298,500	343,900	369,500	396,400	440,600	473,200
40	217,600	259,800	300,100	345,800	370,800	397,500	441,400	473,800
41	218,700	260,900	301,800	347,500	372,000	398,600	442,000	474,300
42	219,700	262,200	303,400	349,400	372,900	399,800	442,700	474,800
43	220,700	263,500	305,100	351,300	374,000	401,100	443,400	475,300
44	221,700	264,700	306,600	353,100	375,100	402,200	444,200	475,600
45	222,700	265,900	308,400	354,600	375,800	402,900	445,000	475,900
46	223,600	267,200	310,000	356,000	376,700	403,600	445,800	
47	224,500	268,500	311,600	357,500	377,600	404,300	446,200	

48	225,300	269,700	313,200	359,000	378,600	405,000	446,900	
49	226,100	270,800	314,200	360,500	379,500	405,600	447,400	
50	227,000	271,900	315,700	361,300	380,300	406,200	447,800	
51	227,900	273,000	317,200	362,400	381,100	406,800	448,200	
52	228,800	274,100	318,900	363,400	381,900	407,200	448,600	
53	229,500	275,200	320,400	364,300	382,600	407,600	449,000	
54	230,400	276,300	322,000	365,400	383,300	407,900	449,400	
55	231,200	277,400	323,600	366,300	384,000	408,200	449,800	
56	231,900	278,500	325,100	367,500	384,800	408,500	450,200	
57	232,300	279,500	326,400	368,400	385,300	408,800	450,500	
58	233,100	280,500	327,600	369,100	385,800	409,100	450,900	
59	233,800	281,500	328,800	369,800	386,400	409,400	451,200	
60	234,400	282,500	329,900	370,500	387,100	409,700	451,500	
61	234,900	283,500	330,600	370,900	387,500	410,000	451,800	
62	235,600	284,600	331,500	371,500	388,200	410,300		
63	236,100	285,500	332,300	372,200	388,800	410,600		
64	236,600	286,400	333,100	373,000	389,400	410,900		
65	237,100	287,000	334,000	373,300	389,900	411,200		
66	237,700	287,700	334,400	374,000	390,500	411,500		
67	238,300	288,400	335,000	374,700	391,100	411,800		
68	238,900	289,300	335,800	375,400	391,700	412,100		
69	239,300	290,300	336,600	375,700	392,100	412,300		
70	239,800	291,100	337,300	376,300	392,600	412,600		
71	240,300	291,900	338,000	377,000	393,100	413,000		
72	240,800	292,700	338,700	377,600	393,700	413,300		
73	241,200	293,300	339,200	377,900	394,000	413,500		
74	241,800	293,800	339,900	378,600	394,400	413,800		
75	242,400	294,200	340,400	379,300	394,800	414,100		
76	243,000	294,600	341,000	379,900	395,300	414,300		
77	243,600	294,800	341,300	380,300	395,600	414,500		
78	244,300	295,200	341,800	380,800	395,900			
79	245,000	295,400	342,200	381,400	396,200			
80	245,600	295,700	342,700	381,900	396,500			
81	246,100	295,900	343,100	382,400	396,700			
82	246,700	296,100	343,600	383,000	397,000			
83	247,300	296,500	344,100	383,500	397,300			
84	247,900	296,800	344,600	383,800	397,500			
85	248,500	297,100	344,900	384,300	397,700			

86	249,000	297,400	345,400	384,800	398,000			
87	249,500	297,700	345,900	385,200	398,300			
88	250,100	298,100	346,300	385,500	398,500			
89	250,600	298,400	346,600	385,900	398,700			
90	251,200	298,800	347,000	386,400	399,000			
91	251,700	299,100	347,500	386,800	399,300			
92	252,100	299,500	347,900	387,200	399,500			
93	252,400	299,700	348,100	387,500	399,700			
94		299,900	348,500	388,000				
95		300,300	349,000	388,400				
96		300,700	349,400	388,800				
97		300,900	349,600	389,100				
98		301,200	350,000	389,700				
99		301,600	350,400	390,100				
100		302,000	350,800	390,500				
101		302,200	351,100	390,800				
102		302,500	351,500					
103		302,900	351,900					
104		303,200	352,300					
105		303,400	352,800					
106		303,700	353,200					
107		304,100	353,600					
108		304,400	354,000					
109		304,600	354,500					
110		305,000	354,900					
111		305,400	355,200					
112		305,700	355,500					
113		305,900	356,000					
114		306,200						
115		306,500						
116		306,900						
117		307,100						
118		307,300						
119		307,600						
120		307,900						
121		308,300						
122		308,500						
123		308,800						

124		309,100						
125		309,400						

別表第2の1 技能労務職給料表（第8条第1項関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,600	221,000	260,500	286,500
2	148,100	201,600	222,300	261,600	288,400
3	149,100	202,700	223,500	262,700	290,200
4	150,100	203,500	224,400	263,900	292,000
5	151,200	204,400	225,300	264,600	293,700
6	152,300	206,000	226,600	265,600	295,300
7	153,400	207,400	227,600	266,500	296,900
8	154,400	208,800	228,600	267,500	298,900
9	155,300	210,100	229,900	268,100	300,200
10	156,400	211,000	231,500	268,700	301,900
11	157,500	212,100	232,900	269,400	303,700
12	158,600	212,700	234,000	270,100	305,200
13	159,500	213,700	235,100	270,800	306,600
14	160,600	214,600	236,300	271,800	308,200
15	161,800	215,300	237,300	272,700	309,600
16	162,900	216,000	238,200	273,700	310,900
17	164,000	216,900	238,900	274,500	312,500
18	165,400	217,800	239,300	275,600	314,100
19	166,700	218,600	239,800	276,700	315,800
20	167,900	219,500	240,200	277,700	317,400
21	169,100	220,200	240,700	278,700	318,700
22	170,300	220,800	241,900	279,500	320,100
23	171,500	221,600	243,000	280,300	321,400
24	172,700	222,300	244,000	281,400	322,700
25	173,900	223,000	245,100	282,200	324,000
26	175,400	223,500	246,200	283,200	325,400
27	176,900	223,900	247,400	284,200	326,800
28	178,400	224,300	248,600	285,100	328,100
29	179,900	224,800	249,500	286,100	329,700
30	181,300	225,800	250,300	287,000	330,900

31	182,800	226,700	251,500	287,800	332,200
32	184,300	227,300	252,500	288,600	333,400
33	185,800	227,700	253,600	289,400	334,400
34	187,500	228,700	254,500	290,300	335,300
35	189,100	229,700	255,400	291,500	336,400
36	191,000	230,700	256,400	292,400	337,500
37	192,700	231,400	257,300	293,100	338,600
38	193,800	232,400	258,100	293,900	339,600
39	195,300	233,400	258,900	294,700	340,800
40	196,400	234,200	259,700	295,600	341,800
41	197,500	235,100	260,600	296,400	342,700
42	199,000	236,100	261,600	297,400	343,700
43	200,300	236,900	262,800	298,400	344,600
44	201,600	237,700	263,800	299,300	345,700
45	203,000	238,300	264,400	300,000	346,600
46	204,200	239,100	265,500	300,900	347,600
47	205,400	239,800	266,600	301,900	348,600
48	206,400	240,400	267,700	302,700	349,500
49	207,400	240,900	268,700	303,300	350,400
50	208,500	241,800	269,800	303,900	351,400
51	209,200	242,900	270,700	304,500	352,300
52	210,100	243,800	271,700	305,200	353,100
53	211,100	244,700	272,600	305,800	353,900
54	212,000	245,600	273,700	306,700	354,700
55	213,000	246,400	274,800	307,400	355,500
56	213,800	247,500	275,800	308,100	356,200
57	214,700	248,400	276,600	308,700	357,000
58	215,300	249,200	277,500	309,400	357,800
59	216,000	250,000	278,400	310,100	358,600
60	216,800	250,800	279,400	310,700	359,200
61	217,600	251,500	280,300	311,300	359,900
62	218,100	252,500	281,300	312,100	360,600
63	218,600	253,300	282,300	312,800	361,300
64	219,000	254,100	283,200	313,400	362,100
65	219,400	254,800	284,100	313,900	362,700
66	220,000	255,500	285,000	314,400	363,200
67	220,600	256,000	285,800	315,000	363,700
68	221,100	256,600	286,500	315,600	364,200

69	221, 300	257, 400	287, 200	316, 200	364, 600
70	221, 600	257, 900	288, 000	316, 600	
71	221, 800	258, 500	288, 800	317, 200	
72	222, 200	258, 900	289, 400	317, 700	
73	222, 400	259, 100	290, 200	318, 000	
74	222, 800	259, 400	290, 900	318, 500	
75	223, 100	259, 800	291, 600	319, 000	
76	223, 400	260, 200	292, 400	319, 400	
77	223, 600	260, 600	292, 800	319, 600	
78	224, 100	261, 000	293, 300	319, 900	
79	224, 400	261, 500	293, 700	320, 200	
80	224, 700	261, 800	294, 100	320, 500	
81	224, 900	262, 100	294, 500	320, 800	
82	225, 200	262, 400	295, 000	321, 100	
83	225, 500	262, 700	295, 600	321, 400	
84	225, 800	262, 900	296, 100	321, 700	
85	226, 000	263, 000	296, 400	321, 900	
86	226, 400	263, 200	297, 000	322, 300	
87	226, 900	263, 500	297, 600	322, 700	
88	227, 200	263, 800	298, 200	322, 900	
89	227, 500	264, 000	298, 500	323, 100	
90	228, 000	264, 200	299, 000	323, 400	
91	228, 400	264, 600	299, 500	323, 700	
92	228, 900	264, 800	299, 800	324, 000	
93	229, 100	265, 100	300, 300	324, 200	
94	229, 500	265, 500	300, 800	324, 500	
95	230, 000	265, 800	301, 300	324, 800	
96	230, 500	266, 100	301, 800	325, 000	
97	230, 800	266, 300	302, 100	325, 200	
98	231, 200	266, 700	302, 500	325, 500	
99	231, 500	266, 900	303, 000	325, 800	
100	231, 900	267, 200	303, 500	326, 000	
101	232, 400	267, 500	303, 900	326, 200	
102	232, 700	267, 700	304, 300		
103	233, 100	268, 000	304, 600		
104	233, 600	268, 300	304, 900		
105	233, 900	268, 500	305, 200		
106	234, 500	268, 700	305, 600		

107	235,000	269,000	306,100		
108	235,300	269,200	306,500		
109	235,500	269,500	306,800		
110	235,900	269,800	307,200		
111	236,300	270,100	307,600		
112	236,600	270,300	307,900		
113	236,900	270,500	308,100		
114	237,400	270,800	308,400		
115	237,900	271,000	308,700		
116	238,300	271,200	308,900		
117	238,600	271,500	309,100		
118	239,100	271,800	309,400		
119	239,500	272,100	309,700		
120	239,800	272,500	309,900		
121	240,100	272,700	310,100		
122		272,900	310,400		
123		273,200	310,700		
124		273,500	310,900		
125		273,700	311,100		
126		273,900	311,500		
127		274,200	311,800		
128		274,500	312,000		
129		274,700	312,200		
130		274,900	312,500		
131		275,200	312,800		
132		275,500	313,000		
133		275,700	313,200		
134		275,900			
135		276,200			
136		276,500			
137		276,700			

別表第2の2 特定職給料表（第8条第1項関係）

級	給料月額
	円
1	1,140,000
2	1,200,000

別表第3 級別標準職務表（第8条第3項関係）

イ 医療職基本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医師の職務
2級	医師の職務
3級	医師、医長、部長、Medical Link Office Director の職務
4級	医長、部長、Medical Link Office Director の職務

備考

- 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。
- 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。
- 3 当分の間、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員人事規則（平成22年規則第7号）附則第2項の規定により同規則第2条第2項別表によらない職員に係る職務の級の分類については、佐賀県職員の例により理事長が別に定める。
- 4 前3項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	・臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、視能訓練士、歯科衛生士の職務
2級	・薬剤師の職務 ・臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、視能訓練士、歯科衛生士の職務 ・臨床心理士の職務
3級	・薬剤師、副主任薬剤師の職務 ・副主任臨床検査技師、副主任診療放射線技師、副主任管理栄養士、副主任理学療法士、副主任作業療法士、副主任言語聴覚士、副主任臨床工学技士、副主任視能訓練士、副主任歯科衛生士、副主任臨床心理士の職務 ・主任臨床検査技師、主任診療放射線技師、主任管理栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任臨床工学技士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、主任臨床心理士の職務
4級	・副主任薬剤師、主任薬剤師の職務 ・主任臨床検査技師、主任診療放射線技師、主任管理栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任臨床工学技士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、主任臨床心理士の職務 ・副臨床検査技師長、副放射線技師長、副栄養管理長、副リハビリ技師長、副臨床工学技師長、副視能訓練士長、副歯科衛生士長、副臨床心理士長の職務

5 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任薬剤師、副薬剤部長の職務</li> <li>・副臨床検査技師長、副放射線技師長、副栄養管理長、副リハビリ技士長、副臨床工学技士長、副視能訓練士長、副歯科衛生士長、副臨床心理士長の職務</li> <li>・臨床検査技師長、放射線技師長、栄養管理長、リハビリ技士長、臨床工学技士長、視能訓練士長、歯科衛生士長、臨床心理士長の職務</li> </ul>
6 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤部長の職務</li> <li>・臨床検査技師長、放射線技師長、栄養管理長、リハビリ技士長、臨床工学技士長、視能訓練士長、歯科衛生士長、臨床心理士長の職務</li> </ul>
7 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤部長の職務</li> </ul>

ハ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師、助産師、保健師、講師の職務
3 級	看護師、助産師、保健師、副看護師長、講師、教員の職務
4 級	副看護師長、看護師長、教員、主任教員、教務主任、教務部長の職務
5 級	看護師長、副看護部長、主任教員、教務主任、教務部長、副学院長の職務
6 級	看護部長、副館長の職務

ニ 研究職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	技師（研究員）の職務
2 級	技師（研究員）の職務
3 級	特別研究員の職務
4 級	副所長、部長、専門研究員の職務
5 級	所長の職務

ホ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事、技師の職務
2 級	主事、技師の職務
3 級	副主査、主査、係長の職務
4 級	主査、係長、室長補佐、課長補佐、室長、課長の職務
5 級	室長補佐、課長補佐、室長、課長の職務
6 級	副事務部長の職務
7 級	副事務部長、事務部長の職務
8 級	事務部長の職務

## へ 技能労務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	調理員、調理師、栄養士、ナースエイドの職務
2級	調理員、調理師、栄養士、副主任調理師、副主任栄養士、ナースエイドの職務
3級	副主任調理師、副主任栄養士、主任調理師、主任栄養士、副主任ナースエイドの職務
4級	主任調理師、主任栄養士、調理長、主任ナースエイドの職務
5級	調理長、ナースエイド長の職務

## ト 特定職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	副館長の職務
2級	館長の職務

別表第4 初任給基準表（第9条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1級 25号給
	大学6卒	1級 1号給

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級 15号給
	大学卒	2級 1号給
診療放射線技師	大学卒	2級 1号給
	短大3卒	1級 17号給
臨床検査技師	大学卒	2級 1号給
	短大3卒	1級 17号給
管理栄養士	大学卒	2級 1号給
	短大卒	1級 11号給
臨床工学技士	大学卒	2級 1号給
	短大3卒	1級 17号給
理学療法士 作業療法士	大学卒	2級 1号給
	短大3卒	1級 17号給
視能訓練士	大学卒	2級 1号給
	短大3卒	1級 17号給
言語聴覚士	大学卒	2級 1号給
	短大3卒	1級 17号給
臨床心理士	修士課程修了	2級 9号給
歯科衛生士	大学卒	2級 1号給
	短大3卒	1級 17号給
	短大2卒	1級 11号給

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師 助産師	大学卒	2級 12号給
	短大3卒	2級 6号給
看護師	短大3卒	2級 6号給
	短大2卒	2級 2号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級 2号給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看講師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健

師助産師看護師法第 22 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所を含む。) の卒業を示す。  
 2 准看講師の業務に 3 年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第 21 条第 3 号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては 2 級 16 号給、「短大 2 卒」にあつては 2 級 10 号給とする。

ニ 研究職基本給表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度		2 級 1 号給
	短期大学卒業程度		1 級 1 5 号給
	高等学校卒業程度		1 級 5 号給
その他		高校卒	1 級 1 号給

ホ 事務職基本給表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	I 類	大卒程度	1 級 2 5 号給
	II 類	短大卒程度	1 級 1 5 号給
	III 類	高校卒業程度	1 級 5 号給

ヘ 技能労務職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
栄養士	短大卒	1 級 2 9 号給
調理師	高校卒	1 級 1 7 号給
	中学卒	1 級 9 号給
調理員		1 級 1 号給から 1 級 3 3 号給まで
ナースエイド	高校卒	1 級 1 7 号給
	中学卒	1 級 9 号給

別表第 5 学歴免許等資格区分表（第 9 条第 2 項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
大学卒	博士課程修了	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院博士課程の修了</li> <li>2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</li> </ol>
	修士課程修了	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育法による大学院修士課程の修了</li> <li>2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</li> </ol>
	専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	大学 6 卒	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業</li> <li>2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</li> </ol>
	大学専攻科卒	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業</li> <li>2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</li> </ol>
大学 4 卒	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育法による 4 年制の大学の卒業</li> <li>2. 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業</li> <li>3. 独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校（旧国立看護大学校）の卒業</li> <li>4. 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。）の卒業</li> <li>5. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</li> </ol>	
短大卒	短大 3 卒	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業</li> <li>2. 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業</li> <li>3. 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業</li> <li>4. 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業</li> <li>5. 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業</li> </ol>

		<p>6. 臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>7. 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>8. 視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの又は「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>9. 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第 33 条第 3 号の規定に基づき厚生労働省令（平成 10 年厚令第 74 号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における 1 年（高等専門学校にあっては、4 年）以上の修業を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>10. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年のものに限る。）の卒業</p> <p>11. 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>12. 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>13. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
短大 2 卒		<p>1. 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業</p> <p>2. 学校教育法による高等専門学校の卒業</p> <p>3. 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる</p>

		<p>修業年限２年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>4. 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項の規定による栄養士の養成施設（「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>5. 平成 16 年文部科学省・厚生労働省令第 5 号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>6. 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>7. あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限 5 年のものに限る。）の卒業</p> <p>8. 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第 21 条第 3 号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業</p> <p>9. 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 13 条第 1 項第 1 号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>10. 海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業</p> <p>11. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	短大 1 卒	<p>1. 海上保安学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業</p> <p>2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
高校卒	高校専攻科卒	<p>1. 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業</p> <p>2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	高校 3 卒	<p>1. 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）の卒業</p> <p>2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	高校 2 卒	<p>1. 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業</p> <p>2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
中学卒	中学卒	<p>1. 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第 76 条 1 項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了</p>

		2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
--	--	----------------------------

別表第6 昇格時号給対応表（第10条関係）

イ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20

45	25	29	21
46	<u>25</u>	30	22
47	<u>26</u>	31	23
48	<u>26</u>	32	24
49	<u>27</u>	33	25
50	<u>27</u>	34	26
51	28	35	27
52	<u>28</u>	36	28
53	29	37	29
54	29	37	30
55	29	38	31
56	<u>29</u>	38	32
57	30	39	33
58	30	39	34
59	30	40	35
60	<u>30</u>	40	36
61	31	41	37
62	31	41	37
63	31	42	38
64	<u>31</u>	42	38
65	32	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	

93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。(以下ロからニの表まで同じ。)

ロ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20

37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	33	42	46	38	37	27
59	34	43	47	39	37	27
60	34	44	48	40	38	27
61	35	45	49	41	38	27
62	35	46	50	41	38	27
63	36	47	51	41	39	28
64	36	48	52	42	39	28
65	37	49	53	42	39	28
66	38	50	54	42	40	
67	39	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	
74	43	55	61	45	42	
75	44	56	62	45	42	

76	44	56	62	45	42	
77	45	57	63	46	42	
78	45	57	63	46	43	
79	46	58	64	46	43	
80	46	58	64	46	43	
81	47	59	65	47	43	
82	47	59	65	47	44	
83	48	60	66	47	44	
84	48	60	66	47	44	
85	49	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

ハ 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16

37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41

76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41
78	62	54	66	58	41
79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42
81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43
86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	45
95	74	71	83	68	45
96	74	72	84	68	45
97	75	73	85	68	46
98	75	74	85	68	46
99	76	75	86	69	46
100	76	76	86	69	47
101	77	77	87	69	47
102	77	78	87	69	47
103	78	79	88	70	48
104	78	80	88	70	48
105	79	81	89	70	48
106	79	81	90	70	49
107	80	81	91	71	49
108	80	82	92	71	49
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	82	83	93	73	
114	82	84	94	74	

115	82	84	94	75	
116	82	84	94	76	
117	83	85	95	77	
118	83	85	95	78	
119	83	85	95	79	
120	83	85	96	80	
121	84	86	96	81	
122	84	86	96	82	
123	84	86	97	83	
124	84	86	97		
125	85	87	97		
126	85	87	98		
127	85	87	99		
128	86	87	100		
129	86	88	101		
130	86	88	102		
131	87	88	102		
132	87	88	103		
133	87	89	103		
134	88	89	104		
135	88	89	104		
136	88	90	105		
137	89	90	105		
138	89	90	106		
139	89	90	106		
140	89	90	107		
141	90	91	107		
142	90	91	108		
143	90	91	108		
144	90	91			
145	91	91			
146	91	92			
147	91	92			
148	91	92			
149	92	92			
150	92	92			
151	92	93			
152	92	93			
153	93	93			

154	93	94			
155	93	95			
156	93	96			
157	94	97			
158	94	98			
159	94	98			
160	94	99			
161	95	99			
162	95	100			
163	95	100			
164	95	101			
165	96	101			
166	96	102			
167	96	102			
168	96	103			
169	97	103			
170	98				
171	99				
172	100				
173	101				
174	102				
175	103				
176	104				
177	105				
178	105				
179	106				
180	106				

## 二 研究職昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15

36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23
50	23	17	31	23
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	29	22	38	27
60	30	22	38	27
61	30	23	39	27
62	30	23	39	28
63	31	24	40	28
64	31	24	40	28
65	31	25	41	29
66	32	25	41	29
67	32	26	41	29
68	32	26	42	30
69	33	27	42	30
70	33	27	42	30
71	34	28	43	31
72	34	28	43	31
73	35	29	43	31

74	35	29	43	
75	36	30	44	
76	36	30	44	
77	37	31	44	
78	38	31	44	
79	39	32	45	
80	40	32	45	
81	41	33	45	
82	41	33	45	
83	42	33	46	
84	42	33	46	
85	43	34	46	
86	43	34	46	
87	44	34	47	
88	44	34	47	
89	45	35	47	
90	46	35		
91	47	35		
92	48	35		
93	49	36		
94	50	36		
95	51	36		
96	52	36		
97	53	37		
98	54	37		
99	55	37		
100	56	38		
101	57	38		
102	57	38		
103	57	39		
104	58	39		
105	58	39		
106	58	39		
107	59	40		
108	59	40		
109	59	40		
110	60	40		
111	60	41		

112	60	41		
113	61	41		
114	61	41		
115	61	41		
116	62	42		
117	62	42		
118	62	42		
119	63	42		
120	63	42		
121	63	43		

ホ 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24

37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	
71	32	48	48	63	50	32	
72	32	48	48	64	50	32	
73	33	49	49	65	50	32	
74	33	49	49	66	50	32	
75	34	49	49	67	50	32	

76	34	49	50	68	50	32	
77	35	50	50	68	51	32	
78	35	50	50	68	51		
79	36	50	51	68	51		
80	36	50	51	68	51		
81	37	51	51	69	51		
82	37	51	52	69	51		
83	38	51	52	69	51		
84	38	51	52	69	51		
85	39	52	53	69	51		
86	39	52	53	70	51		
87	40	52	53	70	51		
88	40	52	53	70	51		
89	41	53	54	71	52		
90	41	53	54	72	52		
91	42	53	54	73	52		
92	42	53	54	74	52		
93	43	53	55	75	53		
94		54	55	75			
95		54	55	76			
96		54	55	76			
97		54	55	77			
98		54	56	78			
99		55	56	79			
100		55	56	80			
101		55	56	81			
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					

115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

## へ 技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16

36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	46	30	28
59	23	47	31	28
60	24	48	32	28
61	25	49	33	29
62	26	49	34	29
63	27	50	35	30
64	28	50	36	30
65	29	51	37	31
66	30	51	38	31
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34

74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	57	51	36
80	44	58	52	36
81	45	58	53	37
82	45	58	54	37
83	46	59	55	37
84	46	59	56	37
85	47	59	57	37
86	47	60	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	57	66	72	
109	58	66	73	
110	58	66	73	
111	58	67	74	

112	59	67	74	
113	59	67	75	
114	59	67	75	
115	60	67	76	
116	60	68	76	
117	61	68	76	
118	61	68	76	
119	62	68	76	
120	62	68	76	
121	63	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

別表第7 給料の調整額適用区分表（第14条第1項関係）

職員	調整数
1 診療放射線技師及び常時その補助に従事する職員（3に掲げる職員を除く。）	2
2 細菌を取り扱う臨床検査技師及び常時その補助に従事する職員	
3 臨床工学技士及び常時その補助に従事する職員	
4 放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を患者に直に接して行う業務に常時従事する医療職給料表（三）の適用を受ける職員	1
5 心理判定業務に従事する職員	
6 言語治療業務に従事する職員	

別表第8 調整基本額（第14条第2項関係）

区分 給料表 職務の級	調整基本額		
	医療職給料表（二）	医療職給料表（三）	事務職給料表
1 級	6,200円	8,100円	6,600円
2 級	8,000円	9,400円	8,500円
3 級	9,100円	9,700円	9,600円
4 級	9,700円	10,000円	10,200円
5 級	10,500円	10,400円	10,600円
6 級	11,300円	11,600円	11,200円
7 級	12,200円		12,100円
8 級			12,700円
9 級			14,300円

別表第9 役職手当区分表（第36条第2項及び3項関係）

給料表	職名	月額	備考
医一	部長	120,000	監督者
	Medical Link Office Director	120,000	監督者
	医長	100,000	監督者
医二	薬剤部長	84,700	管理・監督者
	副薬剤部長	60,000	監督者
	放射線技師長		
	臨床検査技師長		
	栄養管理長		
	臨床工学技士長		
	リハビリ技士長		
医三	看護部長	86,700	管理・監督者
	副看護部長	60,000	監督者
	副学院長	60,000	監督者
	教務部長	50,000	監督者
	看護師長	50,000	監督者
研究職	所長	60,000	管理・監督者
	副所長	55,000	監督者
	部長	50,000	監督者
事務	事務部長	94,000	管理・監督者
	副事務部長	70,800	管理・監督者
	課長・室長	60,000	監督者
	課長補佐・室長補佐	50,000	監督者

別表第10 特殊業務手当支給区分表（第42条関係）

種別	月額
1 診療放射線技師として従事する職員	16,000 円
2 臨床検査技師として従事する職員	
3 臨床工学技士として従事する職員	
4 薬剤師として従事する職員（薬剤部長及び特定期間付職員を除く）	
5 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士として従事する職員	

6 放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を患者に直接に行う業務に常時従事する医療職給料表（三）の適用を受ける職員	10,000 円
--	----------

別表第11 初任給調整手当月額表（第58条関係）

期間の区分	手当額									
	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 以降
1年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
1年以上2年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
2年以上3年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
3年以上4年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
4年以上5年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
5年以上6年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
6年以上7年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
7年以上8年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
8年以上9年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
9年以上10年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
10年以上11年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
11年以上12年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
12年以上13年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
13年以上14年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
14年以上15年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
15年以上16年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	321,700	315,700	309,700
16年以上17年未満	359,070	353,140	347,210	341,280	335,350	329,420	324,190	318,260	312,330	306,400
17年以上18年未満	355,140	349,280	343,420	337,560	331,700	325,840	320,680	314,820	308,960	303,100
18年以上19年未満	351,210	345,420	339,630	333,840	328,050	322,260	317,170	311,380	305,590	299,800
19年以上20年未満	347,280	341,560	335,840	330,120	324,400	318,680	313,660	307,940	302,220	296,500
20年以上21年未満	343,350	337,700	332,050	326,400	320,750	315,100	310,150	304,500	298,850	293,200
21年以上22年未満	326,760	321,420	316,080	310,740	305,400	300,060	296,620	291,280	285,940	280,600
22年以上23年未満	309,880	304,860	299,840	294,820	289,800	284,780	281,660	276,640	271,620	266,600
23年以上24年未満	293,500	288,800	284,100	279,400	274,700	270,000	267,200	262,500	257,800	253,100
24年以上25年未満	276,900	272,500	268,100	263,700	259,300	254,900	252,400	248,000	243,600	239,200
25年以上26年未満	260,320	256,240	252,160	248,080	244,000	239,920	237,740	233,660	229,580	225,500
26年以上27年未満	239,840	236,080	232,320	228,560	224,800	221,040	219,180	215,420	211,660	207,900
27年以上28年未満	219,770	216,340	212,910	209,480	206,050	202,620	201,090	197,660	194,230	190,800
28年以上29年未満	199,680	196,560	193,440	190,320	187,200	184,080	182,860	179,740	176,620	173,500
29年以上30年未満	179,200	176,400	173,600	170,800	168,000	165,200	164,300	161,500	158,700	155,900
30年以上31年未満	157,690	155,280	152,870	150,460	148,050	145,640	145,130	142,720	140,310	137,900
31年以上32年未満	136,150	134,100	132,050	130,000	127,950	125,900	125,750	123,700	121,650	119,600
32年以上33年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	105,040	103,370	101,700
33年以上34年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	105,040	103,370	101,700

34年以上35年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	105,040	103,370	101,700
35年以上36年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	105,040	103,370	101,700
36年以上37年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	105,040	103,370	101,700
37年以上38年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	105,040	103,370	101,700

別表 12（第 42 条の 3 関係）

作業区域	作業区分	手当の額（日額）
特に著しく危険な区域	理事長が認める施設外	20,000 円（※ 1）
	理事長が認める施設内	5,000 円
著しく危険な区域	屋外	10,000 円（※ 2）
	屋内	2,000 円
危険な区域	屋外	5,000 円
	屋内	1,000 円
危険な区域（上記に掲げる区域を除く）	屋外	2,500 円

- 1 作業区域については、理事長が別に定める。
- 2 心身に著しい負担を与えると理事長が認める作業に従事した場合
  - （※ 1） 100/100 に相当する額を超えない範囲で理事長が別に定める額を加算した額を支給する。
  - （※ 2） 100/100 に相当する額を加算した額を支給する。